



Title	明治初年の大名屋敷をめぐる都市肥料経済
Author(s)	田中, 慎一
Citation	経済學研究, 59(4), 127-156
Issue Date	2010-03-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/42781
Type	bulletin (article)
File Information	ES59-4_009.pdf



[Instructions for use](#)

明治初年の大名屋敷をめぐる都市肥料経済

田 中 慎 一

はじめに

おそくとも昭和の初め、1920年代後半までは「十年ひと昔」と言っていたらしい。そう紹介しながら壺井栄は『二十四の瞳』の出だしで25年前を「ふた昔半もまえ」と書いている。10年ごとに変貌があらわな近代日本らしい表現である。だいたいにおいて本稿は幕末の慶応年間から明治10年代初めに至る、江戸から東京へ移りかわる頃を対象とするから、ほぼ近代日本最初の一昔半に当たる時期の事になる。そうした転換期の日本の首都における都市肥料経済を主に下掃除の側面から検討するものだが、きれい、きたないを峻別する立場からすれば軽視ないし賤視の対象になるのかもしれない。1927(昭和2)年、雑誌に発表した論文で柳田國男は軽視されがちな「ガス」という言葉を綿密に検討して、「下肥またはその原料をガスというべき理由」を明らかにしつつ(もともとガスに軽蔑の意味はなかったが、言葉の起源が忘れられると、新たに漢字をとって下衆・下種と書いて平民の蔑称となり、元の心も忘れられた)、「きたない話だが歴史を学ぶのに必要な知識である。」として賤視を打ち破り、さらに「言語には時代時代の特別な感じがあり、それが用語を支配していたことは、とうてい自国人以外の者の会得し得ざるところである。」と看破していた¹⁾。そうした言語の一つに、本稿で問題にす

る下掃除がある。本稿は、それを日本の或る時期、或る場所に即して、やや微視的に追究してみようとするものである。そして、明治前期民事判決を素材の一つにする点では、これまでに発表した拙稿²⁾の続篇をなす。

明治前期民事判決にみる大名屋敷の下掃除

1. 事件名「下掃除請負身元金取戻ノ訴訟」について

東京府南葛飾郡立石村295番地の「平民 伊東五郎右衛門」を原告とし、東京府浅草区小島町45番地の「華族 大久保忠順」を被告とする民事訴訟に関して、東京裁判所は1879(明治12)年7月31日付けで次のような「裁判言渡書³⁾」をくだしている。

「下掃除請負身元金取戻ノ訴訟判決スル左ノ如シ

本訴金円八慶應二年十二月中旧烏山藩二属

- 2) 田中慎一「明治肥料経済史の一断面」北海道大学『経済学研究』第44巻第4号、1995年、同「明治前期民事判決にみる肥料経済」(1)・(2)、同上誌、第47巻第2号、1997年、第56巻第1号、2006年、同「明治前期民事判決にみる肥料経済をめぐる利害状況」同上誌、第57巻第1号、2007年。
- 3) 事件番号「1879年第1554号 民第1554号」・事件名「下掃除請負身元金取戻ノ訴訟」、『明治十二年 民事裁判言渡書編冊 六冊ノ三』(東京裁判所)所収。これは筆者が国際日本文化研究センターのデータベースから閲覧したものである。閲覧の便宜をはかられた同センターに、この場をかりて謝意を表す。

1) 柳田國男「農民史研究の一部」、『柳田國男全集』第29巻(ちくま文庫、1991年)所収、599-602頁。

図1 東京首部(部分)



出典：地図資料編纂会編『明治前期 関東平野地誌図集成 1880(明治13)~1886(明治19)年』(柏書房, 1989年)129頁より転載。

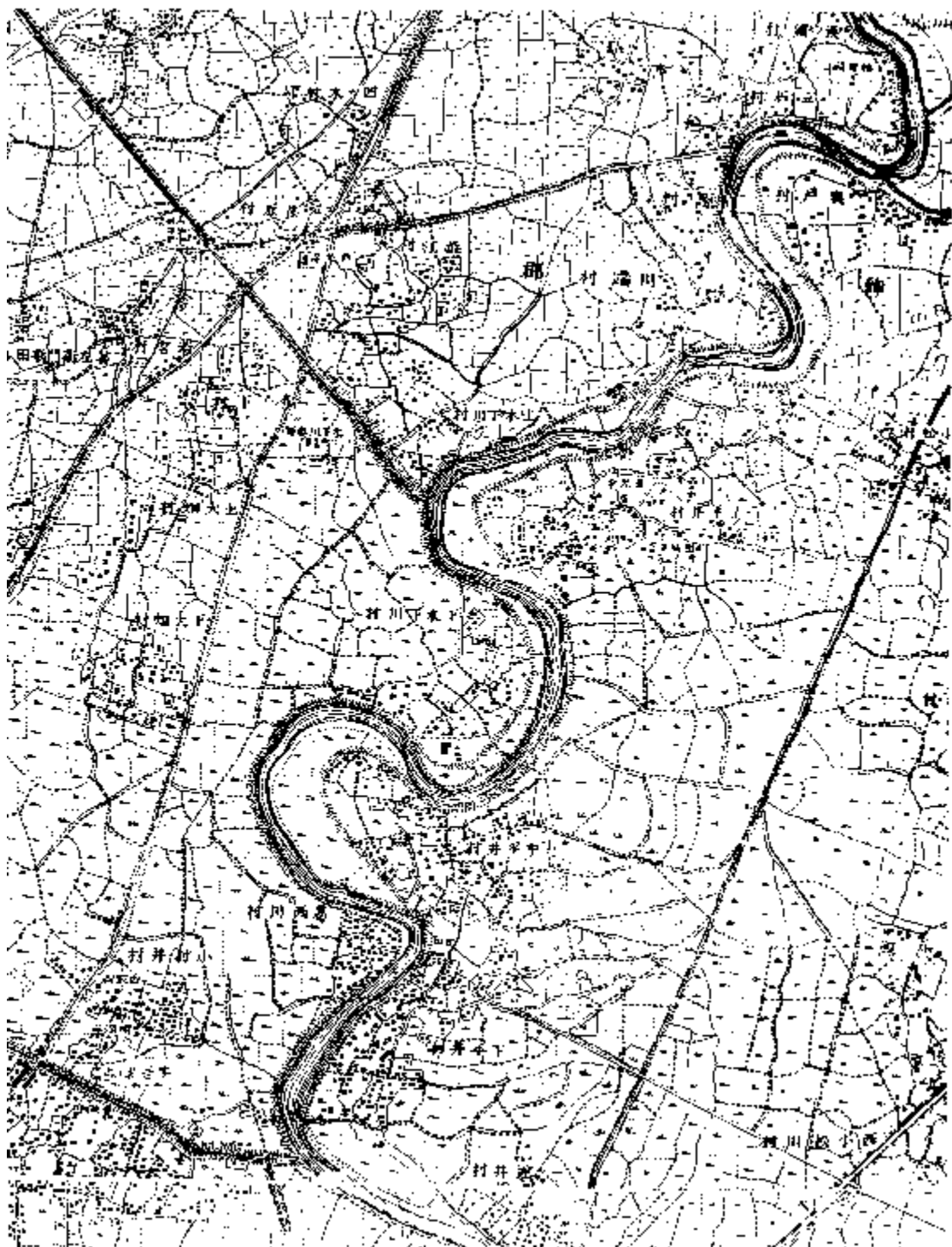
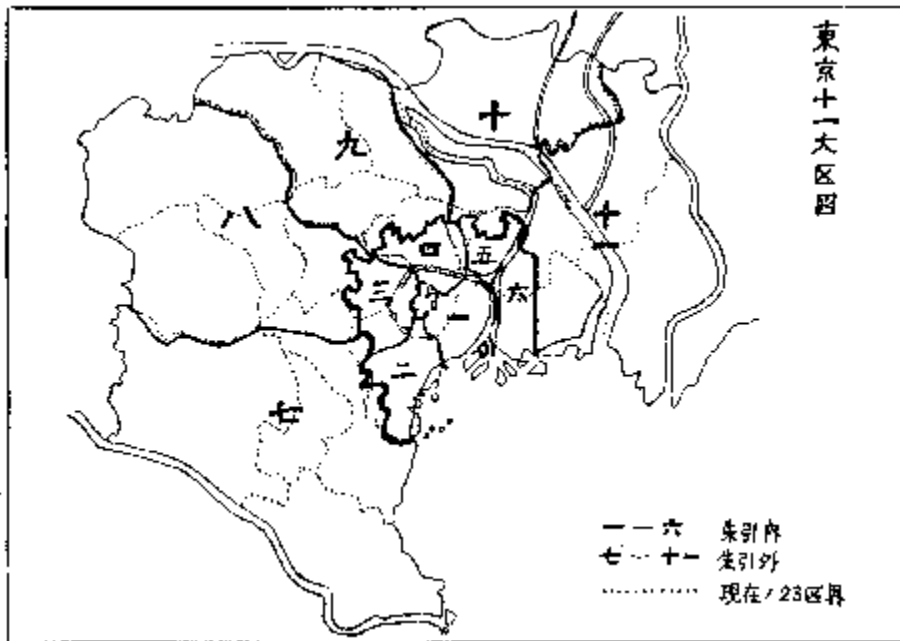


図2 大区小区制下の東京府略図



出典：東京都編『東京府志料』1（東京都都政史料館，1959年）より転載。

スル預ケ金ニシテ被告ノ私債ニアラサルコト
証書上瞭然タレハ則明治六年第八十貳号公布
第八項ニ依ルヘキモノニ付原告ノ請求ハ不相
立トス

但訴訟入費八成規ニ照シ原告ヨリ償却スヘ
シ

明治十二年七月三十一日」

これが意味するところを後述していくのであるが、それにしても短い判決文であり、しかも上級審の判決が見当たらないから、敗訴する原告側は控訴しなかった模様である。一見して素材として僅少であるが、わずかに残されたこの「裁判言渡書」に盛られた片言の数々をやや子細に検討しつつ、また関連資料が少ないという隘路から脱すべく推論も加えながら、この民事事件に多少なりとも込められているかもしれない社会経済史的意義に接近することを試みる。

2. 原告・被告の社会階級と両者の地理的位置関係

南葛飾郡立石村と浅草区小島町を、一つの面で対照して見るようにしたのが図1である。立石村と小島町との距離感がつかめよう。

東京府の南葛飾郡や浅草区は1878(明治11)年7月の郡区町村編成法(太政官布告第17号)にもとづいて同年11月に、従来の大区小区制⁴⁾(図2, 参看)を改めた15区6郡制⁵⁾の制定の

4) 明治初年に更定を重ねてきた東京府の区画整理は明治6年に、「朱印内」(市街地)が6大区(第一大区～第六大区)70小区、「朱印外」(鄉村)が5大区(第七大区～第十一大区)33小区、あわせて11大区103小区として一応安定していたが、大地域と中地域がナンバーにすぎず固有名詞がないため馴染みにくく、また市街地帯と鄉村地帯の違いが同じ数字レベルのため判然としていなかった。

5) 郭内は中心から、郭外は西辺から、それぞれ時計回りで配置を示すと、麹町区・神田区・日本橋区・京橋区・芝区・麻布区・赤坂区・四谷区・牛込区・小石川区・本郷区・下谷区・浅草区・本所区・深川区、荏原郡・東多摩郡・南豊島郡・北豊島郡・南足立郡・南葛飾郡となる。

一環として成立したものであるから、その翌年に、新しい住所表示をともなった上記の「裁判言渡書」が出来たことになる。

立石村の戸数は明治5年に92戸(平民90戸、僧侶2戸⁶⁾)であった。そのうちの1戸が原告であったわけだが、社会的にどのような階級であったのだろうか。この点について無論「裁判言渡書」が直接的に何も語っていないことは見られる通りである。これでは当初まったく手懸かりがないと思われたが、往年の区史の「舊家⁷⁾」という一節が参考になった。その区史は南葛飾郡内に土着する旧家を姓氏別にするに320数氏になるとするが、具体的には42の諸氏を精粗がありながらも列記することになる理由を「左に列記した一部の舊家は僅かに傳へた家譜并に古記録を根據とし、これに種々の古文獻などを綜合して書いたもので確實なるものは勿論云へないが大體に於て事實に近いものと云へよう。⁸⁾」とし、その列記の2番目に「伊東氏⁹⁾」をあげ「本田立石町〔旧立石村——引用者〕に歴代居住する舊家、今系圖が傳はつてゐないので確證は得られないが、家傳に依ると先祖伊東刑部清兼は伊豆國の名族、伊東祐親の末流にて天正十八年徳川氏入國の時、隨從してこの地に土着せしものと云はれてゐる。¹⁰⁾」としている。この

説明に従えば、伊東氏は慶長年間の立石村の15戸を構成することに始まり、300年以上代々¹¹⁾この村に君臨し続けてきた名門的旧家の代表格だったことになる。いわゆる侍的農民の後裔であり土豪的農家である。そして、原告の「伊東五郎右衛門」はこの伊東氏の宗家の戸主もしくはその一族であるとして大過あるまい。とすれば、原告は南葛飾郡でも屈指の旧家であり、立石村の最上層有力農家の戸主と推定してよいであろう。そのような社会階級であるからこそ、「裁判言渡書」に見える「下掃除請負身元金」を差し出しえたし、また後日それを取り戻す訴訟を起こしえる社会経済的力を維持していたのであろう。そのような豪農ないし富農が身元金で請負を担保しようとした下掃除、その場所はどこの、どれくらいの広さであったのだろうか。それは次の検討と関連してくる。

被告の方に移る。「華族 大久保忠順」とは下野国烏山藩(3万石、譜代大名、江戸城中の詰所は雁間)[栃木県那須郡烏山町]の最後の藩主にして子爵となっていた人物(おおくぼ ただとし)である。1902(明治35)年以來の東京市史編纂事業の過程で「編纂員室又四郎調査スル所、未ダ完成ニ至ラズシテ歿ス。姑ク遺稿ノマヽヲ掲グ。¹²⁾」と特記されたほどの労作「江戸藩邸沿革」には烏山藩の上屋敷の所在が「下谷三味線堀 浅草区小島町」[浅草区小島町の方は活字の大きさを小さくし右に寄せて書いてあるから、編纂員による注記であろう]、その由来が「拝領享保十七年三月朔日 坪数不祥」と記入されている¹³⁾。1732年から江戸市中の下谷三味

6) 「東京府志料」巻之一百十五、第十一大區一小區志、立石村、東京都編『東京府志料』5(東京都都政史料館、1961年)所収、154頁。因みに、同年の人口は515人、翌年現在の耕地面積は田が33町9段、畑が21町2段、物産は米が398石6斗4升(1,594円56銭。1石当り4円、1合当り4厘)、麦が180石2斗3升2合(225円29銭。1石当り1円25銭、1合当り1厘2毛)。

7) 葛飾区役所庶務課編『葛飾区史』(葛飾区役所、1931年)546-562頁。

8) 同上書、547頁。

9) 同上書、548頁。

10) 同上書、548-549頁。引用文中の「本田立石町」とは南葛飾郡の東京市への合併(1932年、葛飾区成立)後に出来た町である。合併前の1928年に本田村(1890年に立石村を本田村と改める)を改称して出来た本田町は立石村など12カ村を合併したもので、この本田町に合併された時の立石村は1889年に立石村(旧立石村)など11

カ村を合併したものである。この1889年以前の旧立石村がもともとの立石村で、後年の「本田立石町」がそれに当たる。同書、414-415頁の間の「区画名称変遷表」、東京都葛飾区役所編『葛飾区史』上巻(1970年)997頁、参照。

11) 同上書、364頁。立石村の戸数は慶長年中15戸、正保3年34戸、元禄8年41戸、天明5年77戸、文政7年81戸、明治元年88戸、とある。

12) 『東京市史稿』市街篇・第49(東京都、1960年)332頁。

13) 同上書、511頁。

線堀と称する地所に上屋敷はあるが、地積は分らないとされているのである。1861(文久1)年作成の「東都淺草繪圖」に現われている下谷三味線堀¹⁴⁾や烏山藩上屋敷は図3にあるごとくで、図中の「大久保佐渡守」という「御紋御上屋敷」がそれである(因みに北隣が松前藩上屋敷)。この烏山藩上屋敷は廃藩置県後、大久保忠順個人の私有地に転化した。1912年の調査にもとづくが、その地積は744坪¹⁵⁾と推定できる。

原告が以前の幕末に下掃除先としていたのが下谷三味線堀にあった744坪の烏山藩上屋敷であるとの推論は、ほとんど間違いあるまい。そ

14) 「三味線堀 第五大区二小區淺草小島町ニアリ 堀ノ形状三弦琴ノ頭ニ似タルヨリ名ヲ得タリ 幅東西八間南北七十八間深二、三尺 其流同小區淺草西島越町ノ西ヨリ南へ廻リ.....淺草川ニ入ル[中略]淺草川ヨリ潮汐ニ從テ小艇ヲ通ス」(「東京府志料」巻之三[河渠志]、東京都編『東京府志料』1、東京都都政史料館、1959年、所収、49頁)

15) 『東京市及接続郡部 地籍台帳』(東京市区調査会、1912年)、地図資料編纂会編『地籍台帳・地籍地図[東京]』第1巻~第4巻(柏書房、1989年)所収、うち第1巻(台帳編1)、66頁、第3巻(台帳編3)、278頁により小島町の地番45-1(452.56坪)と地番45-2(40坪)と地番48-5(252.13坪)の3筆の合計値744.69坪(A)[地価約2,835円、平均坪単価約4円]から算出。『東京市及接続郡部 地籍地図』2冊(東京市区調査会、1912年)、地図資料編纂会編『地籍台帳・地籍地図[東京]』第5巻~第7巻(柏書房、1989年)所収、うち第6巻(地図編2)、258頁からはこの3筆が連続していること、その1筆の地番45-1のなかに「子爵大久保忠順」と記入されていることが分かる。そして、この1912年調査で、同人は浅草区の聖天横町に3筆423.75坪(B)[地価約4,025円、平均坪単価約9円50銭]、北仲町に1筆627.27坪(C)[地価約8,552円、坪単価13円63銭]、小石川区の原町に11筆5,707.56坪(D)[地価約10,156円、坪単価約1円78銭]を所有(以上すべて地目は宅地)している(同上書、第3巻、286頁、297頁、101頁)。遅くとも1912年までには、 $A+B+C+D$ =約7,500坪を所有する宅地大地主に成長していたのである。なお、もと烏山藩の上屋敷であったAを除いて、 $B \cdot C \cdot D$ がもと烏山藩や他藩の中屋敷や下屋敷とどう関係していたかについては、不明である。

こから出来る下肥は江戸近郊農村にとって使用価値の高いものであり、それに即応した有価物として売り手市場の大口取引になるから、買手は下掃除請負身元金を用意しなければならないほどだったのである。原告側が東京裁判所に訴状を提出したのは1879(明治12)年の早い時期であったろう。その約12年前にあたる慶応2(1866)年12月の金銭の授受が争点になっている。

この慶応2年12月は原告にとって何を意味する時点だったのであろうか。(1)この慶応2年に至るまで比較的長く同所の下掃除を請負ってきたが、この12月に契約更新となり¹⁶⁾、改めて請負身元金を差し出すように求められ、それに応じた。(2)来年の慶応3(1867)年1月から新たに同所の下掃除を請負う話になり、その前月に身元金を差し出しておいた。この二つのいずれかではないか。そして、いずれの場合も慶応3年1月から12月までの下掃除であるという契約年限があったはずである。そのため契約文書が「裁判言渡書」にある「証書」になるのであろう。

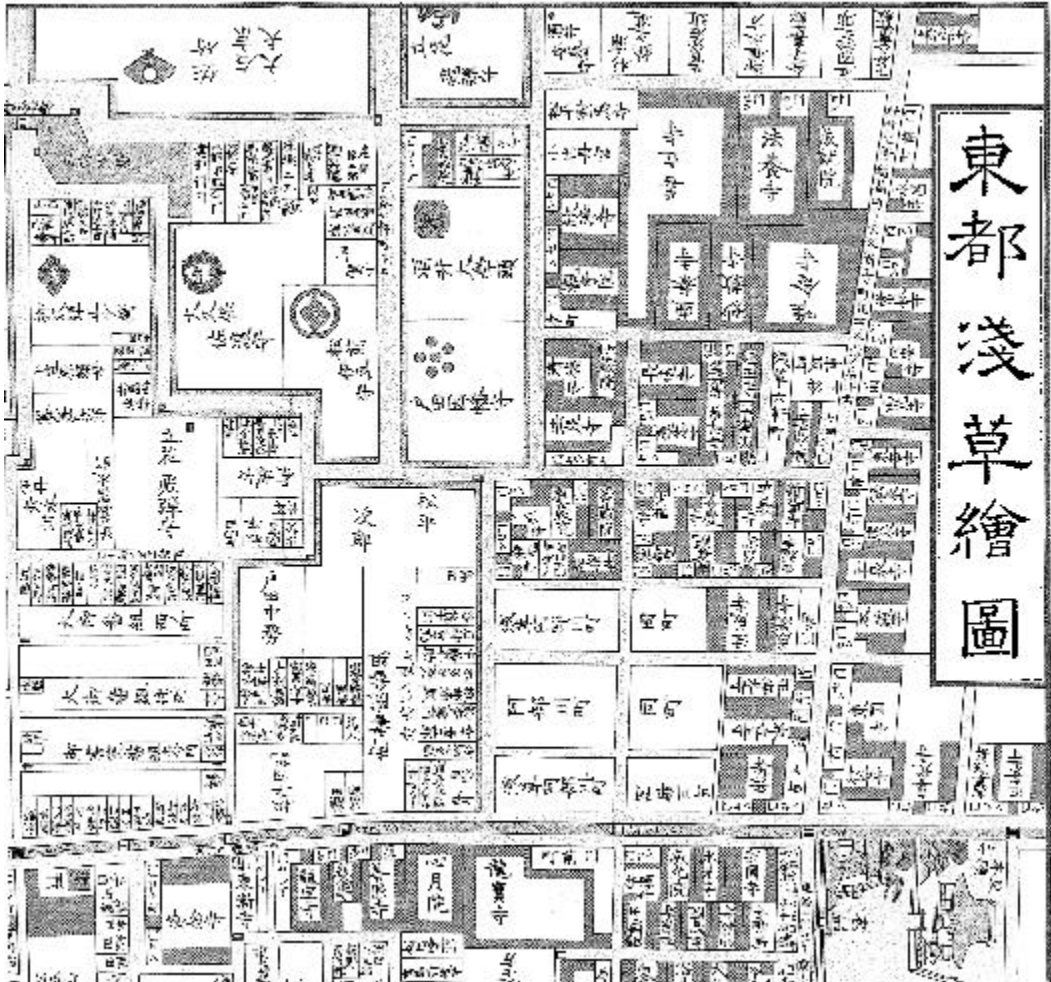
(1)の場合、慶応3年1月以降、下掃除が行したにもかかわらず、契約年限以前に中断の余儀なきにいった。

(2)の場合、慶応3年1月から新たに請負うはずだった同所の下掃除が、烏山藩上屋敷の二重契約行為によって原告ではない第三者によって請負われてしまった。

いずれにしても、原告が以前に差し出した身元金と対価もしくはそれ以上の有価物としての下肥を入手しえなかったことは明らかである。その身元金は少額ではありえない。少額なら裁判沙汰にまでなるわけがない。半端な金額では決してありえなかったのである。1871(明治4)年7月の廃藩置県は原告の立場を不利にさせたであろう。かつての下掃除契約の相手が廃止となってしまったからである。局面の明らかな転

16) 下掃除の契約更新は12月が多い。

図3 浅草御蔵前辺図(部分)



出典：日本地図選集刊行委員会編『嘉永慶應 江戸切繪圖 全』(人文社，1966年)より転載。

換であるから、このあと1878(明治11)年までの7年間のうちで、原告は旧烏山藩の当事者に返金交渉をしたが、埒があかないので、結局は村落共同体の構成員が一個人の原告となって今は一個人となった元大名を被告にすえるべく裁判所に訴えるという手段がとられざるをえなかった。その背景にあったのは、間違いなく社会革命としての明治維新である。

「裁判言渡書」に戻る。身元金は「烏山藩二属スル預ケ金」とされている。あくまで預けたお金、一時的に藩に属していたお金であると解

釈された。そして、元藩主の「私債」(個人的な債務)ではないという判定が導きだされている。「裁判言渡書」は一法令に言及しているので、その法令をめぐる若干考察しておこう。

それは1873(明治6)年3月3日の太政官布告第82号「旧藩々負債償還処分ヲ定ム」であり、その第8項に当たるのは「献金身元金鋪金冥加金永納金ト唱へ差出置候類八公債二不相立候事」である¹⁷⁾。「本訴の金額」はこの法令の

17)『明治六年 法令全書』

なかの身元金に当たるから、公債で償還しなくともよい、と裁判官は理解したことになる。なお、この法令のなかの公債について、1844(弘化1)年より1867(慶応3)年までの間に藩用に借り入れた金穀の類は「公債二相立」て1872(明治5)より無利息50カ年償還の事とあり、その公債金が25円以上なら証券をもって相渡す、とある。そして、1873(明治6)年3月25日の太政官布告第115号「新旧公債証書発行条例」で、廃藩前の旧藩における内国人民よりの「通債」を改めて「政府ノ公債」とし、これを大蔵省に引受け、その債主へは公債証書を交付するが、弘化1年より慶応3年までに旧藩で借用したものを「旧公債」と称することにした¹⁸⁾。

原告が烏山藩に差し出したのは身元金で、藩用に借り入れたお金ではないから、旧公債証書交付の対象にはならないという判定が導きだされている。つまり、下掃除請負身元金は私的にも、旧藩主が返済する必要はないし、公的にも、旧藩の債務ではないから政府の公債証書を交付する必要もない、という判定である。預けたお金であるという解釈が前提になっていたのだから、預け金は預けられた側が預けた者に返金するというルールにならなければならないはずだが、それを結局は実効あらしめない判決になっていると理解出来よう。

以上で、この民事裁判の社会経済史的側面よりする検討を終える。

明治初年の彦根藩上屋敷の下掃除

さて、幕末・明治初期の江戸・東京近郊(東郊)の立石村が下肥の流通によって例えば浅草蔵前周辺の大名屋敷と経済関係下に置かれていたわけだが、その間の距離はそれほど近いわけでもないのに、その搬出行程を比較的容易にさせた条件は河川下流域にありがちな平坦部と大小の水運網にあった。この二条件の点で、江戸・

東京という大都市の東郊地帯と西郊地帯は対蹠的である。1873(明治5)年の調査によれば、東京府内を流れる川で用いられている舟の種類には「肥船」(中川では「下肥船」)があり(表1、参照)、いずれも東郊地帯を流下する13の川で総数1,282艘に及び、これは13の川の総艘数の約32%を占めていた。東郊地帯の川を走る舟の約3艘に1艘は肥船であったことになる。中井堀はすべて肥船であり、中川左岸の境川では9割近く、小松川や中川では3/4が肥船であった。千葉県との境界でもある江戸川を除くと、中川の612艘と荒川の126艘が双壁である。この三つの川以外では隅田川左岸と中川右岸の間を横断する川や、中川左岸と江戸川右岸の間を結ぶ川が見られる。1890(明治23)年の調査になるが、東郊の南葛飾郡が他郡や市の中にあたる区に比較して整備しているものは「本郡接近ノ地東京市街アリテ人口最多ナルニ依リ肥料ノ便多シ[下肥を意味する]加ノミナス舟車ノ便アル¹⁹⁾」としている。舟運ばかりでなく、坂や谷が少ないから車での運搬も容易というわけである。

そこで、今度は、坂や谷がありがちな西郊地帯と大名屋敷との間の下肥をめぐる経済関係を、主に搬入・汲取・搬出行程の労働を中心に検討する。が、その前に大名屋敷の構成的比重を推測するために、主に江戸市中における身分別居住地帯の配分を簡単に見ておく。

日本の近世都市はおよそ武家地・寺社地・町地の三大部分から成っていた²⁰⁾。(以下、表2、参照)ほぼ17世紀中葉には面積で全国平均都市(約2km²弱²¹⁾)の30倍以上になり、総人口

18)『明治六年 法令全書』

19)「東京府農事調査」、大橋博編『明治中期産業運動資料<第1集>農事調査』第7巻(1)東京府、第7巻(2)東京府(日本経済評論社、1979年)、所収、うち第7巻(2)、317頁。

20)その他に空き地などがあり、また京都の特徴として公家地がある。

21)内藤昌「江戸の都市構造(西山松之助・吉原健一郎編『江戸時代図誌』第4巻〔江戸一〕筑摩書房、1977年、所収)168頁。

表1 東京府下の肥船(明治5年調査)

河川名	肥船艘数	総艘数
中川 ¹⁾	612 (74.2)	824
江戸川	240 (31.7)	758
荒川 ²⁾	126 (12.0)	1,046
小松川	67 (77.9)	86
綾瀬川	64 (39.5)	162
境川 ³⁾	35 (87.5)	40
小名木川	32 (15.1)	212
横川	32 (6.2)	517
中井堀	24 (100.0)	24
豎川	21 (7.3)	289
境川 ⁴⁾	13 (59.1)	22
横十間川	10 (21.7)	46
古上水川	6 (33.3)	18
計	1,282 (31.7)	4,044

典拠:『東京府志料』巻之三[河渠志],巻之四[河渠志],巻之六[水利志],前掲『東京府志料』1,所収,33頁,36頁,40頁,43頁,55頁,57頁,61頁,66頁,67頁,107頁,108頁,111頁,112頁より作成。

注:1) 中川では「下肥船」の名称で出ている。他の川では「肥船」の名称で出ている。

2) 隅田川や浅草川の名称も、これに含まれている。次のごとし——「此川千住宿以上ニテ八荒川ト称シ以下八隅田村ノ辺ヲ流ルルニ由リテ隅田川ト云ヒ浅草ノ辺ニテ八浅草川ト唱ヘ駒形ノ辺ニテ八宮戸川ノ名アリ兩國橋ノ辺ヨリ以下八大川ト呼フ」(37頁)

3) 「中井堀東西一ノ江二村ノ中間ヨリ分レ西南ニ流レ東船堀村ニ至リ新川ヘ注ク東西一ノ江二村ノ間ヲ流ルル故ニ境川ノ名アリ」(112頁)

4) 「一名裏川ト云小名木川ノ裏ニアレハナリ又砂村川トモ云」(67頁)

備考:()内は%で,小数点以下第2位を四捨五入。

いたともいえよう。たしかに町人の居住地は町地以外の武家地の一部(町並屋敷)と寺社地の一部(寺社門前地)に及んでいたし,また禁令が下されていたにもかかわらず武家屋敷の一角にも喰い込んでいたにしろ(武家屋敷を町人に貸したり,武家屋敷内に貸家を建て町人に貸したりする事態),全体としてみれば面積的に制限され地域的にも制約された狭小地であった²²⁾。対して,幕末で町地の4.3倍,全体の68.6%を占める武家地には全人口の約47%にあたる約62万人が居住していた模様である。武家地がかくも広大になったのは大名の江戸藩邸が上屋敷・中屋敷・下屋敷と少なくとも3箇所あるのが原則的であり,また添屋敷・抱屋敷もあり,5箇所以上をもつ大名も少なくなかったためである。大名屋敷の構成的比重は歴然としている。そこには町地ほどの異常な人口密度はなかったものの比較的高度な人口密度があり,最大の人口を擁していたのだから,下掃除を問題にしようとするれば,大名屋敷のそれを逸するわけにいかなくなるわけである。

数多ある大名屋敷のなかから,筆者なりの史料探訪によって利用することの出来た資料にもとづき,彦根藩の上屋敷(外桜田[後年,麹町区「永田町現今参謀本部ノ所」と記される土地柄]19,815坪²³⁾)の事例を検討する。

1. 明治2年下半期

彦根藩上屋敷の明治初年の下掃除の記録が残っている。旧荏原郡世田谷村宇奈根山谷(宇山)の旧家で江戸時代に何らかの村役人を勤めていたと推測されている荒井家²⁴⁾に伝わる『明治二年 巳七月より十二月迄 御上屋敷下掃除駄数取調帳 十二月二十四日 世話方』(荒井家文

が18世紀に約100万,19世紀に約130万になっていたと推定される江戸は,その70%近くを武家地が占め,町地は10数%にすぎなかった。あるいは,単純化すると江戸市中の2/3が武家地,1/6が寺社地,1/6が町地になって

22) 瀬川信久『日本の借地』(有斐閣,1995年)78-79頁の図表38(19世紀半ばの江戸の土地利用状況)が一目瞭然のごとく視覚的に示している。

23) 前掲『東京市史稿』市街篇・第49,930頁。

24) 東京都世田谷区教育委員会編『世田谷諸家文書目録』(東京都世田谷区教育委員会,1984年)366頁。

表2 近世諸都市・東京の住区別面積・人口

時代	都市名		和暦(西暦)	区分	武家地	寺社地	町地	その他共計	対比值	
17 世 紀	小都市	豊後国日出 (最小城下町)	正保年間 (1644~1647)	面積km ² (%)	0.16 (55.2)	0.02 (6.9)	0.11 (37.9)	0.29 (100.0)	15.4	
			中都市	美作国津山	正保年間 (1644~1647)	面積km ² (%)	1.24 (66.0)	0.13 (6.9)	0.45 (23.9)	1.88 (全国平均的都市面積)
	大都市	金沢	正保年間 (1644~1647)	面積km ² (%)	4.91 (65.8)	0.79 (10.6)	1.58 (21.2)	7.46 (100.0)	396.8	
			名古屋	万治年間 (1658~1660)	面積km ² (%)	5.69 (61.8)	1.14 (12.4)	2.18 (23.7)	9.20 (100.0)	489.4
			仙台	正保年間 (1644~1647)	面積km ² (%)	7.56 (72.9)	1.66 (16.0)	1.15 (11.1)	10.37 (100.0)	551.6
			大坂	明暦3 (1657)	面積km ² (%)	3.36 (23.7)	1.18 (8.3)	7.40 (52.3)	14.16 (100.0)	753.2
			京都	正保年間 (1644~1647)	面積km ² (%)	1.05 (5.0)	2.92 (14.0)	8.37 (40.1)	20.87 (100.0)	1110.1
江戸	寛文10~13 (1670~1673)	面積km ² (%)	43.66 (68.9)	7.90 (12.4)	6.75 (10.6)	63.42 (100.0)	3373.4			
18 世 紀	江戸	享保10 (1725)	面積km ² (%)	46.47 (66.4)	10.74 (15.4)	8.72 (12.5)	69.93 (100.0)			
		享保9 (1724)	人口(人)	500,000	50,000	469,000	1,019,000			
			人口密度 (人/km ²)	10,760	4,655	53,784	14,572			
19 世 紀	江戸	天保年間 (1830~1843)	人口(人)	619,552	57,805	587,458	1,308,315			
			人口密度 (人/km ²)	13,332	5,382	67,369	18,709			
	東京	明治2 (1869)	面積km ² (%)	38.65 (68.6)	8.80 (15.6)	8.91 (15.8)	56.36 (100.0)			
			人口(人)				503,703			
20 世 紀	東京	昭和40 (1967)	面積km ²	9.65	16.58	13.01	569.51			
			人口(人)	128,017	74,857	373,126	8,893,094			
			人口密度 (人/km ²)	13,266	4,515	28,680	15,615			

典拠：内藤 昌「江戸の都市構造」(西山松之助・吉原健一郎編『江戸時代図誌』第4巻〔江戸一〕筑摩書房、1977年、所収)169頁の表1、表2による。ただし、西山松之助「大江戸の成立」(同上書、所収)、幸田成友『江戸と大阪』(富山房百科文庫版、1995年)20-22頁、小木新造『東京庶民生活史研究』(日本放送出版協会、1979年)54-56頁(鷹見安二郎説が紹介されている)にもとづき一部あらためてある。

備考：内藤論文では江戸の人口が享保10年で武家地に65万、寺社地に5万、町地に60万、総計130万人となっているが、本稿は寺社地の5万以外は採らなかった。「幕府の禄を食む旗本・御家人は家族と共に江戸に在るが、大名屋敷に在る武士の大多数は勤番武士といふ単身である、妻子は故郷に残してある。定府といつて始終江戸邸に詰めている藩士は妻子を具しているが、これはきわめて少数だ。旗本・御家人およびその家族と在江戸諸藩士とを合して百万などということは決してない。私は五十万をも出なかったと思う。これに町人を加えて百万を出るか出ないくらいでしょう。」(幸田前掲書、22頁)や享保期頃には「江戸は武家人口約五十万、町人人口約五十万、合計百万の大江戸に成長していた」(西山前掲論文、153頁)や「江戸の人口が最も膨張した時期(天保から安政にかけて)を一三〇万前後とみる推定説を私はとりたない。」(小木前掲書、56頁)から判断して、江戸の総人口は18世紀(享保期)に約100万、19世紀(天保~安政期)に約130万とする仮説をもちたい。

書、文書番号 101)などの文書である。

陰暦の明治2年7月から12月までの6カ月の間、22人の下掃除人が東京西郊の6カ村(世田谷村²⁵⁾・弦巻村²⁶⁾・用賀村²⁷⁾・経堂在家村²⁸⁾・八幡山村²⁹⁾・大蔵村³⁰⁾、図4、参看)から彦根藩上屋敷(図5、参看)に通っていた。(以下、表3、参照)まず、下掃除日数と下掃除代銀の点で、上位4人の を取りあげてみよう。

最も多く通った下掃除人は八幡山村の で、52日に及んでいた。(表4、参照)ほぼ3日に1回のペースである。しかも、「かち荷」による52荷であった。つまり、毎回1荷を担いで運んでいた。かち荷とは、かち(徒歩)による荷運びであるから、担い桶を二つ天秤棒で均衡をとりつつ運ぶのである。

25) 以下の六つの註で、旧村が現在ではどのあたりになるのかを示す。だいたいの小地域が分かればよいのである。世田谷村は、西は小田急線の千歳船橋駅の南方面、中央は東急世田谷線(三軒茶屋～下高井戸)の世田谷駅・上町駅・宮ノ坂駅の周辺、東は小田急線の豪徳寺駅・梅ヶ丘駅あたりになる。なお、宇久保は世田谷村のなかでも東寄りの所で現在の梅丘2丁目あたり、字宇山は世田谷村のなかでも最西南の所で現在の桜丘4丁目あたりである。(東京都世田谷区編『世田谷 近・現代史』1976年、の別封付図「世田谷区内旧町村の大字・字界(1)」世田谷区内旧町村の大字・字界(2)」による)

26) 東急世田谷線の上町駅と東急新玉川線の桜新町駅を仮に結ぶ線の間あたりになる。柳田國男が1909年に自家版として50部刊行した『後狩詞記』によれば、「狩ことば」としてのツルマキとは猪の最も美味な首の肉で、輪切りにするに絃巻に似ていることに由来する名称という(『日本の名著』50、中央公論社、1974年、56頁、468頁)。『図書』1939年11月号に掲載の柳田國男「予の出版事業」は本書が私の著書でなく、序文だけ私を書いたもの、と明らかにしている(岩波書店編集部編『エッセイの贈りもの』1、岩波書店、1999年、18頁)。往古、このあたりは猪狩りの本場だったのであろうか。

27) 東急新玉川線の用賀駅のあたりになる。

28) 小田急線の経堂駅あたりになる。

29) 京王線の八幡山駅のあたりになる。

30) 小田急線の祖師谷大蔵駅のあたりになる。

一般的に、下肥を肩の上ののせて持ち運ぶ桶である担い桶には、直径1尺2寸(約36 $\frac{1}{2}$ 寸)の1番桶、直径1尺1寸(約33 $\frac{1}{2}$ 寸)の2番桶、直径1尺(約30 $\frac{1}{2}$ 寸)の3番桶があり、その材料には杉製と横製とがあった。18世紀初めでは、1荷(つまり二つの担い桶)が杉製1番桶なら銀4匁5分、杉製2番桶なら銀3匁5分、杉製3番桶なら銀2匁5分、横製1番桶なら銀3匁、横製2番桶なら銀2匁5分、横製3番桶なら銀1匁7～8分であったという³¹⁾。

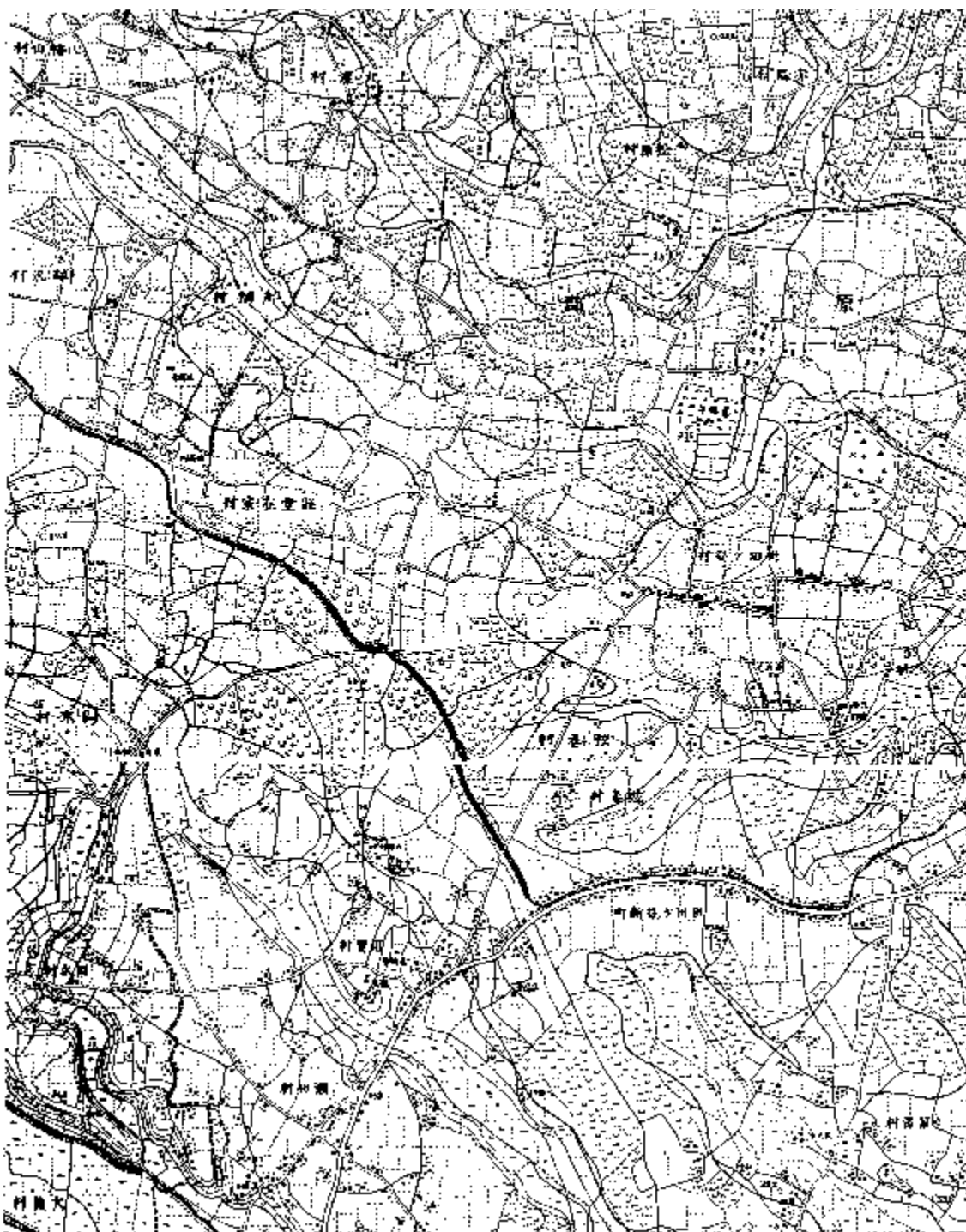
52荷分の下掃除代は銀234匁で、22人の下掃除人のうち2番目に高い額である。1荷分は銀4匁5分になるから、1担い桶分は銀2匁2分5厘になる。1荷分銀4匁5分というのが当時の下掃除代の一基準だったことになる。

二番目に多く通っていた下掃除人はその在村が「セ田ヶ谷村う山」と書かれている で、46日に及んでいた。ほぼ四日に1回のペースである。文書の表紙に書かれている「世話方」とは当該期間の彦根藩上屋敷の下掃除を「覚³²⁾」書きしておく世話方に荒井家になっていたことを意味するが、その荒井家は として22人に加わっていたと考えられる。下掃除代銀も200匁以上で、下掃除の実態に通じていたからこそ、詳細に記録しえる立場にあったと考えられるのである。各人の下掃除日を克明に記録しながら下掃除人が列記されているのであるが、姓が無いが省かれた人名の最後に が位置し、そのあとに続けて姓名がフルネームで書かれたの三人が書かれるという、その列記の順序にも意味がある。つまり ~ と ~ の間には階層区分の線が見えないけれども引かれている。各人ごとに下掃除代銀が記録されている箇所でも、 ~ は名前のみ、 ~ は名前を省いた姓のみが書かれている。そして最後に、下掃除代銀を金貨換算して負担額を算出していく最後

31) 土屋又三郎『耕稼春秋』[1707年成立](農文協、1980年)292頁。

32) 荒井家文書、文書番号101の書き出し。

図4 東京西南部(部分)



出典：地図資料編纂会編『明治前期 関東平野地誌図集成 1880(明治13)~1889(明治19)年』(柏書房, 1989年)144頁より転載。



圖5 明治二年東京大繪圖(部分)



出典：東京都編『東京市史稿』市街篇第48，1959年，別冊より転載。

表3 彦根藩上屋敷の下掃除 (明治2年7月~12月)

下掃除人	村	下掃除 日数	下掃除量・運搬形態		下掃除代	負担額		
			馬附荷	かち荷		計数貨幣	秤量貨幣	現物
()	弦巻村	43日	38駄		銀304匁	金4両3分 ¹⁾		人参・大根(1分2朱40文)
	弦巻村	6	5		40	2分2朱 416文		
	弦巻村	10		10荷	45	3分		
	弦巻村	2		2	9		銀 9匁	
	用賀村	5	5		40	2分 ²⁾		
	用賀村	1		1	4.5		銀 4匁5分	
	用賀村	6	5		40		銀40匁	
	用賀村	1	1		8		銀 8匁	
	用賀村	3	3		24		銀24匁	
	経堂在家村	4		4	18	1分1朱		
	八幡山村	52		52	234	3両2分 ³⁾		
	世田谷村久保	4		4	18			
	八幡山村	9		9	40.5			
	八幡山村	9		9	40.5			
	八幡山村	6		6	27	7口の合計 2両3分1朱 373文		
	八幡山村	1		1	4.5			
	八幡山村	4		7 ³⁾	31.5			
	八幡山村	2		2	9			
	世田谷村宇山	46		46	207	3両1分3朱 124文		
	大蔵村	28	28		224	3口の合計 3両3分3朱 208文		
弦巻村	1		2 ³⁾	9				
用賀村	1		1	4.5				
合計22人	6ヵ村	244	85 151荷 ³⁾	156	馬附荷 680 かち荷 702 合計 1382 金銭換算 23両332文	20両2分2朱1121文	銀85匁5分 (1両1分2朱498文)	人参300本 大根 90本 (金3分2朱相当)
			307荷 ³⁾			22両 1619文		

典拠：『明治二年 巴七月より十二月迄 御上屋敷下掃除駄数取調帳 十二月二十四日 世話方』(荒井家文書, 文書番号 101)より作成。

備考：(1) 下掃除人の名前は諸般の事情に配慮し、実名を 印の番号にかえて示した。リアリティに欠ける憾みがあるけれど致し方ない。将来、関係者からの許諾が得られたならば、実名に戻して改訂する予定である。了解いただきたい。本表のあとに出す表についても同様である。その場合、同じ 印番号は同名である。

(2) 24人の名前が出てきている。うち、経堂在家村のは「七月十四日 沓荷 十二月十四日 沓荷 九月十九日 沓荷」と書かれているが、実際に下掃除に行ったのは同じ経堂在家村のらしく、は「四荷 かち荷」「十二月二十九日迄」と書かれているから、の方をとり、その下掃除日を4日とした。八幡山村のは「代り」に が「七月十四日 沓荷 十月十九日 沓荷 十二月五日 沓荷 十二月七日 沓荷」と書かれているので、実際に下掃除に行ったのは である。ここに書いてあるように、2荷の場合は車で運んだわけである。その車は の所有であろう。この7荷分の下掃除代(銀31匁5分)は が負担しているからである。以上のようなわけであるから、下掃除人の合計は2人を差し引いて22人とした。

(3) 下掃除人 の3人には名前の上に、他の21人の場合と異なり、姓が書かれている。

(4) 下掃除人 は6日(6回)下掃除に行っているのに5駄なのは、4日(4回)が1駄ずつで4駄、2日(2回)が片荷ずつで2片荷であり、2片荷は1駄になるからである。 は「七月二十二日 沓駄 十月十日 沓駄 十一月二日 沓駄 十一月二十八日 沓駄 十月朔日 沓駄 九月二十七日」と書かれており、これが「五駄」と計算されている。「」は1駄の半分で、これは切り捨てられたと解釈しておく。

(5) 下掃除代は銀で算出されていた。馬に乗せて運ぶ「馬附荷」の場合には片荷と1駄があり、片荷の2倍(片荷を両方につけるからいわば両荷になる)である1駄は銀8匁であり、「かち荷」の場合、1荷は銀4匁5分とされていた。

(6) 銀の秤量単位として書かれている匁分厘は銀60匁=金貨1両で計数貨幣に換算されているので、それに従った。しかし、面倒なのは銭貨への換算で、銀60匁が9920文や9960文や9984文で換算された形跡(1匁が165.33文や166文や166.4文になる)があり、銭貨換算に不統一が見られるからである。原史料のままにしておいた。

注：1) の負担額は5両1朱40文と書いてあるが、貨幣支払いは4両3分で、残額は現物払いである。

2) 計数貨幣2分は銀30匁で、残額の銀10匁が計数貨幣化されていないが、原史料による。

3) の負担額は3両3分2朱248文と書いてあるが、貨幣支払いは3両2分で、残額は現物払いである。

4) うち6荷は2荷ずつ3回の車荷である。

5) 1回で2荷だから車荷であろう。

6) 1駄銀8匁÷かち荷1荷銀4.5匁=1.778を馬附荷85駄に掛け、かち荷に換算して算出。

7) 下掃除総量を同一単位で表示するために、かち荷の単位に換算して統一したものである。

表4 下掃除人 の下掃除日
(明治2年7月8日~12月23日)

月	日	月	日
7	8	10	1
	11		4
	14		8
	17		13
	21		16
	23		19
	26		22
	29		25
(小計)	(8日)		28
8	3	(小計)	(9日)
	6	11	2
	9		5
	12		8
	16		11
	19		13
	21		17
	24		20
	27		23
(小計)	(9日)		29
9	2	(小計)	(9日)
	5	12	2
	8		5
	10		7
	13		11
	16		14
	19		17
	26		20
	28		23
(小計)	(9日)	(小計)	(8日)
		合計	52日

典拠：『明治二年 巳七月より十二月迄 御上屋敷下掃除駄数取調帳 十二月二十四日 世話方』(荒井家文書、文書番号101)より作成。

備考：一日ごとに1荷(かち荷)である。合計で52荷になる。

の箇所では、～の三人にはそれぞれ「様」が付けて書かれている。百姓ではあるが、同じ階層にあらず、との意識が自然と現われているのである。

三番目に多く通っていた下掃除人は弦巻村の
で、43日に及んでいた。(表5、参照)うち、1駄づつ運んだのが32日で、片荷づつ運んだのが11日で、合わせて「馬附荷」38駄となった。この場合、馬に乗せて運ぶ馬附荷には、片荷と1駄があったことになる。馬桶を片方にし

か付けないのが片荷で、馬桶を両方に付けるのが1駄であるから、片荷の2倍が1駄になり、そう計算されている。

一般的に、下肥を入れて馬に付ける桶である馬桶には、1駄に二つ付ける場合と、1駄に四つ付ける場合があり、その材料には杉製と槇製とがあった。18世紀初めでは、二つ付けの馬桶は杉製で銀13匁、槇製で銀9匁であり、四つ付けの馬桶は杉製で銀16匁、槇製で銀13匁であったという³³⁾。

片荷と書かれているから、二つ付けの馬桶のうち、一つを乗せたのである。その場合、1駄は二つ付けの馬桶になる。38駄分の下掃除代は銀304匁で、22人の下掃除人のうち最高額である。1駄分は銀8匁になるから、1馬桶分は銀4匁になる。

四番目に多く通っていた下掃除人は大蔵村の
で、28日に及んでいた。先ほどの説明をしつつ関連して～に言及したが、は大蔵村の名主であった³⁴⁾。ややのち、は第10大区11小区大蔵村の戸長(横根村と鎌田村の戸長を兼帯)になっている³⁵⁾。同じく、も用賀村の名主であった³⁶⁾。は弦巻村の名主見習で

33) 前掲『耕稼春秋』292頁。

34) 比較的古いものでは、「嘉永三年五月 相州表御備御用金上納連印請書」に、大蔵村名主の肩書で署名捺印がある(東京都世田谷編『世田谷区史料』第7集、1975年、4頁)。ほんの一例であるが、これには姓が省かれているから、フルネームで比較的新しいものであるなら、慶応4年10月25日付の代官(大場氏宛の、村の組頭の自宅に「浪人躰之者表雨戸江刀つらぬき戸つご明三人押入」という強盗(男小袖などの衣類と百文銭5貫文と1分銀2枚を強奪)に関する盗難届に、大蔵村名主の肩書で氏名を署名捺印している(同書、234頁)。

35) 『新修世田谷区史』下巻(東京都世田谷区、1962年)42頁。

36) 慶応4年5月2日付の代官宛の、「生義隊頭取」による村内「沓軒二付金子沓両ツゝ調達致候様相頼」という軍用金要請に関する届けに、用賀村名主の肩書で氏名を署名捺印している(前掲『世田谷区史料』第7集、231頁)。ほんの一例である。

表5 下掃除人 の下掃除日
(明治2年7月8日~12月23日)

月	日	下掃除量	月	日	下掃除量	
7	8	1駄	11	2	1駄	
	17	片荷		5	1駄	
	23	1駄		8	1駄	
	26	1駄		14	1駄	
8	9	1駄		12	20	片荷
	12	1駄			23	片荷
	16	1駄			26	片荷
	19	1駄			29	片荷
	21	1駄	2		片荷	
	24	1駄	5		片荷	
	27	1駄	7		片荷	
9	2	1駄	11		片荷	
	7	1駄	13		片荷	
	10	1駄	14		片荷	
	13	1駄	17		1駄	
	16	1駄	20		1駄	
	19	1駄	23		1駄	
	22	1駄	(合計)		(43日)	(32駄)
	27	1駄				(11片荷)
	10	1	1駄			
		4	1駄			
10		1駄				
13		1駄				
16		1駄				
19		1駄				
28		1駄				

典拠：『明治二年 巳七月より十二月迄 御上屋敷下掃除駄数 取調帳 十二月二十四日 世話方』(荒井家文書, 文書番号 101)より作成。

備考：32駄と11片荷の合計が38駄とされているから、11片荷が6駄と計算されており、2片荷で1駄になる。

あった³⁷⁾。「様」と書かれたわけである。そして、は毎回、1駄ずつで、計28駄分の下掃除代は銀224匁(3番目に高い額)であったから、1駄分銀8匁というのが当時の下掃除代の一基準だったことになる。

なお、その他で村役人層であることがほぼ確かめられるのはとで、両者の姓も他と同様に取調帳に書かれていないから明白ではないが、

37) 慶応4年2月くらいまでは代官宛の届けには弦巻村名主の肩書で氏名(の父であろう)が出ているが(同上書217頁)、同年7月あたりから「弦巻村名主見習」の肩書でが署名捺印している(同書, 227頁, 232頁, 233頁, 245頁)。

は用賀村の年寄、は世田谷村の年寄であったかもしれない³⁸⁾。

ところで、馬に乗せる片荷や1駄と違って、1荷は人間が肩にかつぐのであるから、その担い桶が馬桶と比べて如何なるものであったか、気にかかる。両者の容積の比率は、それぞれの下掃除代銀から算出が可能である。しかし、馬附荷1駄分の下掃除代銀とかち荷1荷分の下掃除代銀、二つの比率は後述するように、明治初年で同一ではなく若干の違いがある。そこで、異なる比率から平均的なものを求めるとすると、両者の容量比は約1.8とするのが妥当である。とすれば、馬が運ぶ量の半分以上の約56%をものの量を肩にかつぎ人力で歩いて運んでいたことになる。あるいは、馬は人力より1.8倍程度の量しか運んでいなかったことにもなる。

では、容量そのものは具体的にどうだったのであろうか。東京府勸業課が明治12年に調査編纂した『東京府下農事要覧³⁹⁾』の巻頭に掲げられている農具図のなかに、担い桶を肩に乗せて持ち運んでいる図があり、その添え書きに「糞桶 桶壹個二二斗ノ 壹荷二四斗」とある。そのかぎりでは、当時、東京府下で用いられていた担い桶は1個に2斗が、2個(1荷)に4斗が入るものであったことになる。因みに、米俵は普通4斗入りであったから、1荷には米俵を担いで歩くイメージがあったのであろう。

しかし、担い桶1個が2斗用だったからといって、実際に2斗分を入れたとは考えがたい。筆者の試算⁴⁰⁾では次のようになるからである。もし、2斗分きっちり入れたら、4斗入りの1荷

38) 東京都世田谷区編『世田谷区史料』第5集, 1974年, 493頁, 501頁。

39) 『明治十四年二月出版 東京府下農事要覧 東京府勸業課蔵版』巻之一~巻之六, 東京都編『東京府下農事要覧』(東京都都政史料館, 1964年)所収。

40) 日本人の大人一人の1年間の糞尿量には1石8斗(90貫)説と2石(100貫)説があるが、いずれにしても、その1斗は5貫(約18.75)になる。

の重量は約 75 以上(「以上」は桶や天秤棒の重量分)になり、人力による天秤で運んで歩けなくなるからである。桶は 2 斗だが、入れたのは 1 斗 5 升程度(1 荷は 3 斗入りになり、それでも天秤で運ぶその重量は約 56 以上になる)であろう⁴¹⁾。かかる意味で、2 斗説ではなく 1 斗 5 升説をとるなら、馬桶 1 個(片荷、半駄)は約 2 斗 7 升が、馬桶 2 個(1 駄)は約 5 斗 4 升が入るものであったことになる。

下掃除人 以外に馬附荷は の 5 人おり、あわせて 7 人で、合計 85 駄になる。かち荷と比較しやすくするために、比較的正確な換算比率(1 駄銀 8 匁 ÷ かち荷 1 荷銀 4.5 匁 = 1.778)を掛けると、151 荷に相当する。

下掃除人 22 人のうち、この馬附荷 7 人を除く 15 人が全員かち荷というわけではなかった。八幡山村の は、 の「代り」に が「七月十四日 壹荷 十月十九日 貳荷 車 十二月五日 貳荷 車 十二月七日 貳荷 車」と書かれているので、実際に下掃除に行ったのは であり、1 荷なら徒歩でかついで運び、2 荷なら車で運んでいた。つまり、7 荷のうち、1 荷はかち荷、6 荷は車荷である。 の 1 日で 2 荷の場合も、車荷のはずである。あわせて車荷は 8 荷になるから、かち荷は 148 荷になる。

運搬の 3 形態の比率を求めると、下掃除総量 307 荷で、馬附荷が 151 荷(49.2%)、かち荷が 148 荷(48.2%)、車荷が 8 荷(2.6%)となる。馬力に対して、なお人力が拮抗しつつ、両者の有機的的肉体能力が圧倒的である。対して、車と

いう無機的道具能力が微少である。

下掃除人を出していた 6 カ村のうち、明治初年の村の概況がやや立ち入って分かるのは 4 カ村である(表 6、参照)。弦巻村・用賀村・経堂在家村・世田谷村、いずれも農家戸数に比べて馬匹数が少なく、みな 8 戸以上そろってようやく馬 1 匹という比率(せいぜい平民戸数の 11~12%程度が所有)である。農車になると更に少なく、平民戸数のうち農車があるのは、弦巻村が 1.7%(58 戸のうち 1 戸)、用賀村が 5.9%(17 戸に 1 戸)、経堂在家村が 6.6%(15 戸に 1 戸)、世田谷村が 5.9%(17 戸に 1 戸)である。かち荷が依然として有力たらざるをえなかったのである。

では、徒歩で行き来するのだから(馬附荷でも徒歩であることは同じ)、比較的近距离かという、そうではない。以前から基点とされがちであった日本橋から各村までの距離であるから、彦根藩上屋敷のあった外桜田と日本橋との間の距離(それほど長い距離ではない)を差し引かねばならないが、一応これを捨象しておき、比較的近い方から並べると、世田谷村から 3 里半(約 13.6)、弦巻村から 3 里 30 町(約 14.9)、経堂在家村から 4 里(約 15.6)、用賀村から 4 里 5 町(約 16.1)の距離である。これらの距離から日本橋・外桜田間の距離を差し引いた距離の 2 倍(往復となるから)の行程である⁴²⁾。さらに、この 4 カ村の西北方面に位置する八幡山村と、西南方面に位置する大蔵村は、より遠距離になる⁴³⁾。両村は外桜田から、

41) しかも「この汲取作業はなみたいていのものでなく、道路が非常に悪く、少し雨が続きば泥海と化する有様であったから、大量に下肥を必要とする農民にとっては非常に困難なことであった。荷車も……道路の関係で好天気の時しか使えないため、天秤で僅かに一荷ずつ運ぶような具合で」と叙述されているから(前掲『新修世田谷区史』下巻、116 頁)、当時の道路事情からも人力による天秤の 1 荷づつの運搬が一般形態たらざるをえなかった。日本農民の屈強さが読みとれる。

42) いま 4 カ村内の数値を示したが、そうした明治初年の記録があるのは、江戸時代から荏原郡に属するこの 4 カ村は 1873(明治 6)年 3 月の東京府大区小区制実施の際、経堂在家村が第七大区六小区に、世田谷村・弦巻村・用賀村が第七大区七小区に編入され、調査の対象になったからである。のち 1878(明治 11)年から東京府荏原郡に属する。

43) 対して、江戸時代に多摩郡に属した八幡山村・大蔵村は神奈川県多摩郡に属し、八幡山村が東京府北多摩郡千歳村に、大蔵村が東京府北多摩郡砧村に編入されるのは 1893(明治 26)年になる。

表6 世田谷村・弦巻村・経堂在家村・用賀村の概況(明治5~6年調査)

	世田谷村	弦巻村	経堂在家村	用賀村
日本橋からの里程 (キロメートル換算)	3里半 (13.6)	3里30町 (14.9)	4里 (15.6)	4里5町 (16.1)
戸数	315	61	62	154
内, 平民(A)	306	58	61	152
僧侶	9	3	1	2
人口	1,511	302	354	740
内, 男	792	176	196	386
女	719	144	158	354
車輛数	25	2	7	17
内, 農車(B)	18	1	4	9
荷車	7	1	3	6
人力車				2
B/A(A/B)	5.9% (17.0)	1.7% (58.0)	6.6% (15.3)	5.9% (16.9)
馬匹数(C)	35	7	7	18
C/A(A/C)	11.4% (8.7)	12.1% (8.3)	11.5% (8.7)	11.8% (8.4)
田 構成比	町反畝 % 25.37 (10.5)	町反畝 % 13.03 (18.2)	町反畝 % 12.36 (22.0)	町反畝 % 17.93 (14.7)
反当収量	石斗秤合 1.214	石斗秤合 0.589	石斗秤合 1.082	石斗秤合 2.637
畑 構成比	町反畝 % 217.26 (89.5)	町反畝 % 58.52 (81.8)	町反畝 % 43.90 (78.0)	町反畝 % 103.74 (85.3)
米(1石当り価額)	石 円 銭 308 (3.80)	石斗秤 円 銭 76.77 (3.85)	石斗秤 円 銭 133.78 (3.73)	石斗 円 銭 472.8 (3.79)
価額	円 銭 1,171.79	円 銭 295.31	円 銭 499.51	円 銭 1,792.13
大麦(1石当り価額)	石 円 銭 1,443 (1.18)	石斗秤 円 銭 325.08 (1.18)	石 円 銭 350 (1.25)	石 円 銭 1,293.6 (1.18)
価額	円 銭 1,697.65	円 銭 382.46	円 銭 437.50	円 銭 1,521.88
小麦(1石当り価額)	石 円 銭 600 (3.13)	石 円 銭 120 (3.13)	石 円 銭 70 (2.63)	石 円 銭 184.8 (3.13)
価額	円 銭 1,875	円 銭 375	円 銭 184.21	円 銭 577.50
他の穀物(1石当り価額)	石 円 銭 蕎麦 360 (2.50)	石 円 銭 黍 100 (1.66)	石 円 銭 稗 250 (1.00)	石 円 銭 稗 462 (0.83)
価額	円 銭 900	円 銭 166.66	円 銭 250	円 銭 385

典拠:『東京府志料』巻之八十九〔第七大區六小區志〕,巻之九十〔第七大區七小區志〕,東京都編『東京府志料』4(東京都都政史料館・1961年),所収,17-19頁,27-30頁,32-34頁より作成。弦巻村の人口が不突合だが,原文のままにしてある。

備考:穀物は村ごとに価額の多い上位の4作物を掲げた。当時,この地域で各種の作物に下肥が多く施用されていたことは,前掲『東京府下農事要覧』1-80頁,参照。

はるか西方向に望む地点に立地していた。しかも,八幡山村の7人の下掃除人による下掃除量は車荷の6荷を除くと80荷(かち荷)になり,これはかち荷総量148荷(156荷から車荷の8荷を引いたもの)の54%を占めていたから,かち荷形態による下掃除では本来その位置から不利な立地にあった八幡山村が,かち荷の本場になっているという一見奇妙な現象を呈してい

る。また,大蔵村の1人の下掃除人による下掃除量28駄は馬附荷総量85駄の33%を占めていた。下掃除は下掃除用具と運搬用具を必要としたから,これらをもつての行き来である。その労働・運搬過程は尋常ならざるものであったはずである⁴⁴⁾。

1871(明治4)年の廢藩置県前は5カ村に共通するものがあつた。全村あげて彦根領だったの

が用賀村(石高171石)と八幡山村(石高3石)で、村の支配(知行)高に占める彦根藩領の比率が、世田谷村は88%(他の石高59石は寺社領)、弦巻村は93%(他の10石は寺社領)、大蔵村は96%(他の9石は旗本領)であった(厳密には、明治2年6月の版籍奉還からは彦根県に属する)。経堂在家村だけが天領であった⁴⁵⁾。経堂在家村からの下掃除人は22人中の1人にすぎないし、他村に占める彦根領の高率さから見て、彦根藩江戸藩邸と世田谷領内村民との関係にもとづく下掃除であったことになる。

その明治2年下半期の下掃除代について、その仕組みを箇条書きする。(表3、参照)

(1) 下掃除代は馬附荷85駄(×銀8匁=680匁)と、かち荷156荷(×銀4匁5分=702匁)を合わせて銀1382匁を、まず算出する。これを、世話方は計数貨幣に換算して23両332文

(A)とした。

(2) 次に、世話方は の3人(3口)の下掃除代を合計して3両3分3朱208文(B)とする。そして、AからBを差し引いて19両1朱124文(C)とした。

(3) さらにCから、「十月中こみ掃除代納メ」た3両(D)を差し引いて16両1朱124文(E)とする。

(4) そしてEから、「御門番定例」2分200文と、「にんじん三百本」(2分)と、「大根九拾本」(1分2朱)、の三口の合計1両1分2朱200文(F)を差し引いて、最後に14両2分2朱542文(G)が導き出されている。

世話方は 以外から14両2分2朱542文を「請取」ろうとするのであるが、このGの金額が分かる前から個別に受け取り始めていた。早いのは7月11日と7月17日に1荷づつ下掃除した で、銀9匁を7月17日までに受け取った可能性がある。10月には から2両2分、 から1両2分の分割払いを受け取り、12月に、 から2両1分、 から2両を受け取っている。残金を と は、ともに現物(人參と大根)払いしている。 と は下掃除日数で(したがって下掃除量でも)トップクラスに入るから、彦根藩上屋敷の要求に応じたのであろう。その他では、 からは12月に受け取っている。世話方と同家の には「十二月二十三日迄」と書いてある。 は下掃除日の最終日でもある12月23日にも行っているから、こう書き加えたか、もしくはこの日までに受け取る(自から支払う)ことになっていたかであろう。その翌日の12月24日に、この記録が書き終えられている。まことに手早い。

これらは個別であるが、 の7人からは7口(2両3分1朱373文)をまとめて受け取っている。その7口を7人のうち誰が取りまとめていたかは不明であるが、このやり方は次の期間の場合にやや具体的に分かることでもあるので、その明治3年上半期に移ること

44) これら6カ村から外桜田まで、相当の距離がある。その距離の単なる一部分にすぎないが、筆者は途中の三軒茶屋から渋谷を経て宮益坂を上り青山通りづたいに旧彦根藩上屋敷跡地まで歩いてみて、ごくほんのわずかばかり実感したことがある。しかも、谷と坂によるアップダウンのあることが体感しうる。江戸時代この渋谷宮益坂は江戸出口の一つであるため、番所が設けられることもあり、その場合、村役人の印のある切手を所持しないために番所で追い返され下掃除に行けないこともあったという(前掲『新修世田谷区史』下巻、115頁)。

45) 「明治初年以降の世田谷区内行政区画変遷一覧表」(前掲『世田谷近・現代史』別封付図)より算出。その「備考」によれば、支配体制は次のようであった。彦根領は老中 大目付 藩 佐野奉行(幕府は彦根藩に武蔵国世田谷領2,306石5斗9升9合と下野国佐野領17,693石4斗1合、計2万石を増し譜代大名筆頭の30万石とし、その2万石は彦根藩江戸屋敷の賄料として重要であった。前掲『世田谷区史料』第5集、649頁) 世田谷代官 名主。旗本領は若年寄 目付 旗本地頭 名主。天領は老中 勘定奉行 幕府代官 名主。寺社領は寺社奉行 寺社 名主。支配(知行)高としての村の石高は斗以下を切り捨てた。八幡山村はすべて彦根領だが、その支配高が3石2斗6升2合と小石高なのは、その名のごとく山で、村内に彦根藩の御林山があったからである。

にする。

2. 明治3年上半期

明治3年1月8日から7月2日までの下掃除を記録したものの一つが『明治三庚午年 午正月より七月迄 御上屋敷下掃除駄数取調帳 七月七日 世話方』(荒井家文書, 文書番号104)であり, これから作成したのが表7である。明治3年上半期には下掃除代が値上がっており, 1駄分が銀8匁から銀10匁(1.25倍)に, 1荷分が銀4匁5分から銀5匁5分(1.22倍)になっていた。この値上がりした1駄と1荷の二つの単価の比は約1.818である。また, 下掃除日数が32日ふえて276日に及んでいるから, おのずと下掃除量も増加しているが, それまで運搬形態では相対的比重の低かった馬附荷ががち荷と拮抗するようになっている。

この明治3年上半期の下掃除代について, その仕組みを箇条書きする。

(1) 馬附荷97駄(×銀10匁=970匁)の計数貨幣化である16両2朱と銀2匁5分, およびがち荷174荷(×銀5匁5分=957匁)の計数貨幣化である15両3分3朱と銀7分5厘, を合わせた銀1927匁と, その計数貨幣化である32両1朱(A₁)と銀3匁2分5厘(A₂)を, まず算出する。

(2) 次に, の3人(3口)の下掃除代を合わせた銀451匁5分の計数貨幣化である7両2分(B₁)と銀1匁5分(B₂)が導き出される。

(3) そしてA₁とA₂からB₁とB₂を差し引いた24両2分1朱(C₁)と銀1匁7分5厘(C₂)が導き出される。

(4) このC₁とC₂から, すでに彦根藩上屋敷(具体的には, 下掃除するために入入りする上屋敷の門番)に納めた「金壹分貳朱 三月節句包」, 「金壹分貳朱 五月節句包」, 「金貳分二百文 七月御門番定例」, の3口(すなわち, 年の上半期では門番に対し, 3月の節句に1分2朱を包みにつつんで手渡し, 5月の節句にも同

額を手渡し, 7月に定例の2分200文を納めていた。いわゆるおひねりの類いになる)の合計1両1分200文(D)を差し引いて, 最後に23両1分1朱と錢89文(E)が導き出され, このEを世話方が集めることになる。

この明治3年上半期でも, 他と異なり姓が書かれている の3口を控除する際に, 3人それぞれに「様」をつけて書き, 敬意を表している。名主クラスのゆえである。世話役は, 名主からは下掃除代を集めていない。が, 計算はしている。ともかく, この3人を引いた残りの下掃除人17人からEの金額を集めるのだが, 世話方が個別に受け取ることはせず, が自分の負担額とおそらく の負担額を合わせ計4人分を集め厳密には9両1朱と銀7匁7分5厘になるべきところ結果的には9両1朱と銀2匁7分5厘(F)を, が自分の負担額とおそらく の負担額を合わせ計8人分を集め厳密には8両1朱と銀3匁になるべきところ結果的には8両1朱と銀2匁2分5厘(G)を(この細かい計算による考証で推論が出来る), が自分の負担額とおそらく

の負担額を合わせ計5人分を集めてキッカリ7両1分2朱(H)を取りまとめており, F・G・Hの合計24両2分1朱と銀1匁2分5厘はEを119文ほど上回る程度で(いちおう銀1匁を錢貨166文で換算したとして), ほぼ一致していた。明治3年上半期で, は下掃除日数の上位3者であり, 中心メンバーであったから, 金銭勘定でも率先していたわけである。

以上, 明治3年上半期の下掃除について見てきたが, 同期とそれに続く下半期を更に越えて1年以上に及ぶ期間, すなわち明治3年1月8日から明治4年1月17日までの下掃除日と下掃除人数を書き出したものが表8である。明治3年は陰暦で閏月のある閏年で, 10月がもう一度閏月として繰り返しているから留意が必要だが, 1月8日に始まり12月29日に終わる1年間の下掃除日数は183日で, 延べ下掃除人数

表7 彦根藩上屋敷の下掃除(明治3年1月8日~7月2日)

下掃除人	村	下掃除日数	下掃除量・運搬形態		下掃除代	負担額	
			馬附荷	かち荷		計数貨幣	秤量貨幣
()	弦巻村	46	44半駄		銀 445.00 ^{9分厘}	金 7.12 ^{9分厘}	銀 2.50 ^{9分厘}
	弦巻村	4	3半		35.00	0.21	1.25
	弦巻村	9		9荷	49.50	0.31	0.75
	弦巻村	4		4	22.00	0.11	3.25
	用賀村	3	3		30.00	0.20	
	用賀村	8	7		70.00	1.02	2.50
	用賀村	3	3		30.00	0.20	
	用賀村	4	4		40.00	0.22	2.50
	経堂在家村	5		5	27.50	0.13	1.25
	八幡山村	53		53	291.50	4.31	2.75
	世田谷村久保	5		4半	24.75	0.12	2.25
	八幡山村	4		4	22.00	0.11	3.25
	八幡山村	10		10	55.00	0.32	2.50
	八幡山村	5		5	27.50	0.13	1.25
	八幡山村	4		4	22.00	0.11	3.25
	八幡山村	3		3	16.50	0.10	1.50
	世田谷村宇山	50		49半	272.50	4.20	2.50
	大蔵村	32	30半		305.00	5.01	1.25 ³⁾
	弦巻村	9		10 うち2荷, 車荷	55.00	0.32	2.50
	用賀村	15	2	13	91.50	1.20	1.50
				うち馬附荷 20.00 かち荷 71.50			
合計20人	6カ村	276	97 176荷 ¹⁾	174 かち荷 172 車荷 2	1,927 馬附荷 970 かち荷 957	32.01 16.02 15.33	3.25 2.50 0.75
			350荷 ¹⁾				

典拠：『明治三庚午年 午正月より七月迄 御上屋敷下掃除駄数取調帳 七月七日 世話方』(荒井家文書, 文書番号104)より作成。

備考： 全部で21人の名前が出てくるが、番号で示した。その番号が表3と同じなのは同名である。 の名前の下に「代り」と書いてあり、その左に の名前が書いてあるので、下掃除人を20人とした。

馬附荷の合計は計算すると97駄と半駄になるが、原史料による。馬附荷の下掃除代銀の合計は計算すると975匁になるが、原史料による。かち荷の下掃除代銀の合計は計算すると956匁2分5厘になるが、原史料による。この二つの合計は計算すると1931匁2分5厘になるが、原史料による。

と の負担金額の銀量は原史料に計算間違いがあると判断したので修正しておいた。

下掃除代が1駄は銀10匁、1荷は銀5匁5分で計算されていることが判明する。また、金1両=銀60匁で換算されており、金貨に換算しきれない残りの代銀は銀量で示されていることが判明する。

注：1) 原史料には1匁5分5厘と書いてあるように読めるが、1匁2分5厘が正しいので、そうした。

2) 1駄銀10匁÷かち荷1荷銀5.5匁=1.818を馬附荷97駄に掛け、かち荷に換算して算出。

3) 下掃除総量を同一単位で表示するために、かち荷の単位に換算して統一したものである。

表8 彦根藩上屋敷の下掃除日と下掃除人数(明治3年1月8日~明治4年1月17日)

年			下掃除			年			下掃除			年			下掃除		
月	日	人数	月	日	人数	月	日	人数	月	日	人数	月	日	人数	月	日	人数
明治3庚午年																	
1	8	9	(小計)	(15)	(41)		25	5		12	5			4			1
			4	朔	4		27	1		15	5			5			4
	11	4		4	5		28	5		17	1			7			2
	14	4		6	2	(小計)	(12)	(50)		19	1			8			5
	18	5		7	5	7	朔	1		20	1			11			3
	20	6		9	3		2	7		21	5			14			5
	23	4		10	2		5	4		25	3			16			1
	26	6		13	5		8	7		27	3			17			3
	29	4		14	1		9	1		晦	7			19			1
(小計)	(8)	(42)		19	5		11	4	(小計)	(14)	(48)			20			2
2	2	1		20	1		14	4	10	3	4			21			1
	3	5		21	1		17	4		6	8			23			3
	6	1		22	2		20	1		9	5			26			6
	9	6		24	1		21	2		12	4			27			1
	10	1		25	5		23	2		15	3			29			6
	12	6		26	1		24	3		17	1			晦			2
	13	1		27	2		26	5		18	2	(小計)	(17)	(52)			
	15	4		28	2		29	4		19	1	12	1	2			
	18	5		29	2	(小計)	(14)	(49)		20	1		2	3			
	21	3	(小計)	(18)	(49)	8	朔	4		21	4			5			5
	22	1	5	2	4		2	6		24	4			9			2
	24	2		3	1		4	2		27	2			11			3
	25	2		6	1		5	2		28	1			14			5
	27	7		7	7		6	1		29	1			17			3
	晦	3		10	4		7	1	(小計)	(14)	(41)			20			3
(小計)	(15)	(48)		13	5		8	5	閏10	1	5			23			4
3	2	2		16	3		11	5		3	1			24			2
	4	3		19	4		14	4		4	3			25			1
	7	1		22	3		17	6		7	4			26			2
	9	1		25	5		20	4		10	5			27			2
	10	2		28	2		23	4		13	4			28			1
	11	1	(小計)	(11)	(39)		24	5		15	2			29			3
	12	3	6	朔	5		26	1		16	2	(小計)	(15)	(41)			
	13	3		4	5		28	1		17	3		合計	183		599	
	15	1		7	5		29	2		18	1		明治4辛未年				
	16	7		10	4	(小計)	(16)	(53)		19	5		1	14	6		
	20	4		13	5	9	朔	1		22	2			17	4		
	22	4		16	1		2	2		25	4		(小計)	(2)	(10)		
	25	5		17	2		3	4		28	5						
	28	2		19	6		6	5	(小計)	(14)	(46)		総計	185	609		
	29	2		22	6		9	5	11	2	6						

典拠：『明治3庚午年 桜田御上屋敷下掃除駄数取調帳 正月吉日 世田ヶ谷村宇山 世話方』(荒井家文書, 文書番号102-2), 『明治三年庚午年 桜田御上屋敷下掃除駄数取調帳 正月吉日 世田ヶ谷村 宇山』(荒井家文書, 文書番号102)より作成。

備考： 文書番号102-2には明治3庚午年の「正月八日」から明治4年辛未年の「正月十七日」まで、下掃除を担当した人名が書かれている。3月4日頃まではその日の下掃除量が書いてあるが、以後はほとんど書かれなくなっている。

文書番号102には明治3庚午年の「正月八日」から「七月二日」まで、下掃除を担当した人名が書かれている。文書番号102-2を清書したものと考えられる。しかし、7月2日という途中までしかない。

その清書の際に、文書番号102-2で書かれながら墨で消したような人名が、文書番号102に同じような状態で書かれている場合や、文書番号102に初めから書かれていない場合があり、こうした場合がわりとある。つまり文書番号102-2に書かれている人名の数の多い。これをどう解釈するかによって下掃除人数が異なってくる。

本文で具体例を少しあげたが、本表ではなるべく正確を期すべく下掃除人数を少なめに計上したつもりである。

は少なく見積もって 599 人であった。ほぼ二日に一回のペースで下掃除がなされていた。ただし、下掃除人はその名前が書かれているという意味であって、実際に下掃除に行った汲取人と同一人物かという点、必ずしもそうではないと考えられる。例えば、は文書番号 102-2 には「代り」として別な人の名前もしくは書かれているが、文書番号 102 にはその別な人の名前の方は書かれていない。はこの文書を書いた荒井家の人物であるから、実際に下掃除に行った汲取人のことが分かっていたから、そうしたまでのことであろう。また、は病気になって日雇に代わらせていたことが 8 月中・下旬の記事にある。したがって、以外の下掃除人については汲取人と同一人のこともあれば、そうとは限らないと考えるべきである。あくまでも、家単位として考えた方がよいであろう。下掃除人として書かれた人名が戸主になっている農家から汲取人が行くことになったと考えればよい。戸主の家族や下男が行けばよいのであり、場合によっては日雇いに行かせてもよいのである。

といった名主が実際に下掃除に行った汲取人でもあったとは想定しづらいことだからでもある。名主の家に普通いるはずの下男が汲取人になって行ったと考えればよいわけである。ただし、名主が実際に下掃除に行くことは決してなかったと断定しきれない。例えば、には「代り」に「倅」と添え書きされている場合(閏 10 月の 15 日・18 日)もあり、同月 19 日の記事はが倅と一緒にいったと読めなくもないからである。

文書番号 101 に経堂在家村と肩書されているはこの期の下掃除日数が 5 日(5 荷)であるが、天保 9(1838)年に太子堂村(全 55 戸。天領 35 石、旗本領 2 石 5 斗、彦根領 1 石の支配・知行高⁴⁶⁾)にいた 10 戸の 1 人百姓(家族を構成しない 1 戸 1 人の百姓。最下層の持高所

有者で、小作百姓か日雇・年雇の労働力提供層)のうちの 1 人(9 歳、持高 3 斗 9 升)と同名⁴⁷⁾であり、同一人物の可能性もある。この 1 人百姓には離村が多かったらしいから⁴⁸⁾、もし同一人物なら、太子堂村から経堂在家村に移り、1870 年には 41 歳になっていた者で、汲取人であった可能性が高い。慶応 3(1867)年に、太子堂村の天領内の と同名の百姓は「江戸麻布籠土青山左京大夫様下屋敷内」の 3 人の下掃除を 1863 年から 5 力年、「江戸青山宮様御門前青山左京大夫様御中屋敷内」の 2 人と「江戸青山五拾人町矢野重三郎様」と「江戸青山権田原荏田林蔵様」の下掃除を 1865 年から 3 力年、それぞれ契約し下掃除場所として確保していた⁴⁹⁾。

と同一人物であること間違いあるまい。

なおまた、この文書番号 104-2 では下掃除人の名前()を書いた上の箇所「下掃除無し小便」(4 月 22 日)と書き加えたあと、その人名をかき消している。その結果、同時期の下掃除駄数取調帳(文書番号 104)のには 4 月 22 日が書き出されていない。同じに「今日下掃除無し小便」(5 月 2 日)と書き加えたあと、その人名をかき消し、その結果は同様に 5 月 2 日が書き出されていない。また別の下掃除人の名前()を書いた上の箇所に「小便」(6 月 16 日)と書き加えたあと、その人名をかき消し、その結果は同様に 6 月 16 日が書き出されていない。こうした例が何度も見出される。現史料の処置にならって、これらは 599 人に含めないようにした。したがって、下掃除日数の

47) 『新修世田谷区史』上巻(1962 年)1185 頁。

48) 同上書、1186 頁。

49) 「慶応三年九月 下掃除場所取調書上帳」(森家文書)、前掲『世田谷区史料』第 4 集、所収、443-447 頁。この文書には表 3 の と同名の百姓が書き出されている。同一人物と見てよい。は渋谷にある下屋敷内の 6 人と 10 力年、は青山久保町の家主と 11 力年、それぞれ契約し下掃除場所として確保していた。太子堂村の幕府直轄領(高、35 石)の名主が書き出しているら 28 名の百姓は、みな汲取人にちがいない。

46) 前掲「明治初年以降の世田谷区内行政区画変遷一覧表」による。

上位者である や はその下掃除日数より多く上屋敷に通っていたことになる。それにしても、かかる書き込みは下掃除が人糞を対象とし、人尿を対象としなかったのではないかという問題を意味してくるのである。

延べ下掃除人数に当然含めなかった例としては、 が「千田ケ谷[中略]かち」(5月6日)と書かれている場合である。千駄ケ谷には彦根藩の下屋敷があった。182,342坪で、後年「豊島摩郡代々幡町明治神宮社地及附近」と記された土地柄である⁵⁰⁾。有力な下掃除人の は遠方の上屋敷には馬附荷で、比較的近い下屋敷にはかち荷で行き来していたようである。慶応3年12月9日は王政復古の大号令が出され慶喜への辞官・納地命令を決めた日として歴史になっているが、当日の代官日記の記事に「千田谷御用こやしいわれ取調候様被申聞候事」とある⁵¹⁾。彦根藩には外桜田の上屋敷みならず、この千駄ケ谷の下屋敷や、そして赤坂の中屋敷(赤坂門内、14,175坪。後年、麹町区「紀尾井町現今伏見宮邸」と記された土地柄である⁵²⁾)にも支配下の世田谷領との経済的な結びつきの一つに下掃除があったのである。それにしても、御用こやしはその時代の社会の支配構造を顕現する五文字である。

表8の典拠を読み取りつつ、その紙背に潜むこともあるであろう汲取人のことを想像すると、社会経済的な理由もさりながら、文意が通りづらいが含蓄ある一節「彼等を拘束したものは天然である。父祖以来の慣行である。因習の道義律である。すなわちより強大なる力は他にいくらかもあり、それから一つの型ができて、個人はこれを破って出ることができなかつた⁵³⁾。」を想起する。下掃除という一つの型は日本農民の百姓という職業倫理の一要素となっていたので

あろう。

3. 明治4年上半期

彦根藩上屋敷の下掃除の最後の段階に移る。明治3年12月24日から明治4年6月27日までの下掃除を記録した『辛明治四未年 午十二月より未六月中迄 桜田御上屋敷下掃除駄数取調相認メ帳 七月十一日』(荒井家文書, 文書番号108)から作成したのが表9である。ほぼ明治4年上半期になる当該時期にも下掃除代が値上がっており、1駄分が銀11匁(明治2年下半期の1.375倍, 明治3年上半期の1.1倍), 1荷分が銀6匁(1年半前の1.333倍, 1年前の1.09倍)になっていた。この値上がりした1駄と1荷の二つの単価の比は約1.833である。下掃除日数が前年同期と比べて19日も減っているが、下掃除総量に変わりがないのは一度に多く運べる馬附荷が優勢になっているからである。人力省力の一環である。

この時期の下掃除代について、その仕組みを箇条書きする。

(1) 馬附荷 110駄半(×銀11匁=1210匁⁵⁴⁾)と、かち荷 147荷半(×銀6匁=885匁)を合わせて銀2095匁を、まず算出する。これは計数貨幣に換算すると34両3分2朱と銀2匁5分(A)になる。

(2) 次に、「納メ金定例」として32両2分(B)が書き出されている。

(3) そして、 の54駄(銀594匁)と、 の8駄半(銀93匁5分)と、 の11荷(銀66匁)との3口(銀753匁5分)を計数貨幣化して12両2分と銀3匁5分(C)とする。

(4) BからCを差し引いて19両3分3朱と銀2分5厘(D)が導き出される。

(5) Dから、すでに門番に包んだ2分200分

50) 前掲『東京市史稿』市街篇・第49, 932頁。

51) 前掲『世田谷区史料』第5集, 493頁。

52) 前掲『東京市史稿』市街篇・第49, 931頁。

53) 柳田前掲論文, 589頁。

54) 銀1215匁5分になるはずだが、半駄(銀5匁5分)が切り捨てられている。

55) 筆者には十分に判読できないので、こう表現しておく。なお、筆者の試算では464文ほどになる。いずれにしても小銭である。文意に影響してこない。

表9 彦根藩上屋敷の下掃除(明治3年12月24日~明治4年6月27日)

下掃除人	村	下掃除日数	下掃除量・運搬形態		下掃除代	負担額	
			馬附荷	かち荷		計数貨幣	秤量貨幣
	弦巻村	1	1駄		銀 11.00 ¹⁾	金 0.02 ²⁾	銀 3.50 ³⁾
	弦巻村	2		2荷	12.00	0.03	0.75
	八幡山村	58		58	348.00	5.30	3.00
	八幡山村	2		2	12.00	0.03	0.75
	八幡山村	9		9	54.00	0.32	1.50
	八幡山村	5		5	30.00	0.20	
	八幡山村	3		1半	9.00	0.02	1.50
	世田谷村宇山	58		58	348.00	5.30	3.00
	大蔵村	54	54		594.00	9.32	1.50
	用賀村	16	8半	11	154.00	2.21	0.25
		49	47	1	523.00	8.23	1.75
合計 11 人	5カ村	257	110半 202荷 ¹⁾	147半	2,095.00 馬附荷 1,210.00 かち荷 885.00	34.32	2.50
			350荷 ²⁾				

典拠：『辛 明治四 未 年 午十二月下旬より未六月中迄 桜田御上屋敷下掃除駄数取調 相認メ帳 七月十一日』(荒井家文書, 文書番号 108)より作成。

備考： 全部で11人の名前が出てくるが、印の番号にかえて示した。その番号が表3と同じなのは同名である。だけが表3にも、表7にも出てきていない。しかも、在村名が書かれていない。そのため、はっきりせず、推測するしかない。手懸りの一つは、表3と表7に出てきた下掃除日数も馬附荷駄数も多いが本表に出てこない点にある。ここでの考証は省くが、はと同家の者(の跡継ぎではないか)であると推断しうる。

下掃除代が1駄は銀11匁、1荷は銀6匁で計算されていることが判明する。

下掃除代銀の計数貨幣との交換式を示しておく。1両=銀60匁、1分=銀15匁、3朱=銀11匁2分5厘、2朱=銀7匁5分、1朱=銀3匁7分5厘。細かいが、細かくしないと原史料は読み砕けない。

の下掃除代は銀159匁になるはずで、その計数貨幣は2両2分2朱、残りの秤量貨幣は銀1匁5分になるはずだが、原史料による。

注：1) 1駄銀11匁÷かち荷1荷銀6匁=1.833を馬附荷110駄半に掛け、かち荷に換算して算出。

2) 下掃除量を同一単位で表示するために、かち荷の単位に換算して統一したものである。

を差し引いて、最後に19両1分2朱(E)と銭若干分⁵⁵⁾が導き出され、この下に「納メ」と書き添えられている。

この仕組みによる下掃除代の算出結果は明治4年7月、とによって宛に報告される形式になっている。世話方には従来のにが加わっているのかもしれない。

その下掃除代は、依然として「様」と書かれると、それ以外の9人とで区別されている。後者も、を除く6人が「外面々」という書かれ方をされている。まず、名主層が別格あつかいされ、納め方が別建てとなっている。次に、名主層以外が下掃除量の多寡によって二分され、多量層の3人のうち2人が世話方のよう

な役目についている。

下掃除人11人は1年半前に比べて半減している。第2位の下掃除量になっているは新規参入ではない。の継承者である。明治4年12月の下掃除日を調べると、は5日・11日・14日・17日・20日・23日に行っている。は27日・28日、そして翌年1月14日・17日に行っている。12月23日は下掃除の区切りの日とされていた(冬至と関係しているのかもしれない)。23日を境にしてはにバトンタッチしたと考えて間違いはない。

寡占化が進行している。の上位4人が86.5%、を加えると93.8%を占めている。1年前までは2~3位(約16%)を占めていたが1位(28.4%)になっている。用賀村の

名主も急増させているが、この大蔵村の名主による増加は著しい。気になる点がある。大蔵村の名主の「倅⁵⁶⁾」の名前が八幡村の と同一である。在村名は異なるが、 と は親子関係にあるらしい。とすれば、 と を合わせた占有率は45%になる。代官日記の慶応4年8月28日の記事のなかに、 の名前が書かれ「下掃除一件二付出府、夕刻帰村、明日制札受取人足差出候様申来ル」とある⁵⁷⁾。「制札」とはその受け取りに人足を要するほどの、下掃除に関する何らかの札であろう⁵⁸⁾。すでに、 は上屋敷の下掃除に関して交渉する重要人物になっていたのである。

しかし、彦根藩上屋敷の下掃除は最終局面を迎えつつあった。この「取調相認メ帳」の表紙にかかれた7月11日の3日後の明治4年7月14日(陰暦)廃藩置県の詔書が発せられた。

4. 若干の問題

これまでの叙述では、明治初年の彦根藩上屋敷の下掃除代金の納入先を不問に付してきた。その納入先を特定するのに困難を覚えるからである。例えば、具体的な金額として、明治4年上半年期の「納メ金定例」32両2分(B)は何を意味し、最後に算出された19両1分2朱(E)の「納メ」先はどこなのであろうか。一見すると明瞭のような上屋敷、とはかぎらないからである。その考察のために、時間をさかのぼって19世紀初めあたりから、断片的に残存しているにすぎない関連史料を解釈して手懸かりらしきものを探すことにする。

まず、文化4(1807)年に彦根藩の上・中両

屋敷の16株からなる下掃除株が成立した⁵⁹⁾。大場(始めからの世田谷領代官)と荒居(宇奈根村名主から抜擢され帯刀。のち荒井と書くようだ)という二人の代官が1株づつ、彦根藩世田谷領20カ村のうち名主のいない小村などを除いた14カ村(世田谷村、用賀村、野良田村、小山村、下野毛村、上野毛村、瀬田村、鎌田村、大蔵村、宇奈根村、岩戸村、和泉村、猪方村、八幡山村)の名主が1株づつである。それぞれ代官役と名主役という役得としての下掃除株所持であるから、名主役でなくなれば下掃除株は引き上げられるが、闕役後の3年間は「掃除代金」を助成すると定められた。新名主は3年間で計3両を出金したあと4年目から株所持となる。株所持の名主のいる村が3カ村づつ下掃除の当番(年番)になって一順していく。14カ村の範囲内で輪番で下掃除を担当するという競争排他的なルールの確立である。

従来の代官主導から名主主導による下掃除への傾向が看取されそうだが、このルールは間もなく崩れたようである。天保9(1838)年12月に代官大場が亥年(1839年)から申年(1848年)まで10カ年の上屋敷および中屋敷の下掃除を入札させ、和泉村の傳三右衛門⁶⁰⁾と新町村の新右衛門に請け負わせたからである。この時

59) 彦根藩世田谷領の鎌田村の村役人橋本家に伝わる「文化四年八月 御屋敷下掃除株につき十四ヶ村名主議定一札」、東京都世田谷区編『世田谷区史料』第3集(1960年)所収、424-426頁。これを解釈したものに熊井保「江戸と世田谷」『せたがやの歴史』(東京都世田谷区、1976年)177-178頁がある。なお、それ以前の関連史料としては世田谷吉良氏の元家臣で帰農後に上野毛村の名主役を代々世襲してきた田中家に伝わる1689年の「元禄二年一月 御屋敷下肥につき村中連判手形」(前掲『世田谷区史料』第3集、所収、236-237頁)があり、これを解釈したものに前掲『新修世田谷区史』上巻、857頁がある。

60) 傳三右衛門は和泉村の名主であったと考えられる。例えば、大蔵町の旧家である井山家に伝わる「天保七年十月 玉川通川除普請組合議定連印帳」には、そうした署名捺印がある。前掲『世田谷区史料』第3集、所収、378頁。

56) 前掲『世田谷区史料』第5集、502頁。547頁には「父子」とある。

57) 同上書、537頁。

58) 慶応4年8月には上屋敷に土佐藩兵が入っていたらしく、それまで制札に書かれていた彦根藩の文字が書きかえられることになったがためかもしれない。制札の文字については、代官日記の明治4年7月16日・17日の記事(前掲『世田谷区史料』第5集、638頁)参照。

点までに、下掃除株を所持する名主とその村は14から16に増え(その増えた2村は残る弦巻村、岡本村、世田谷新町村、馬引沢村、横根村、太子堂村のうち、彦根藩の支配高からして弦巻村と岡本村の可能性が高いが、新町村の可能性もある)その16カ村が「年番」の4カ村と「並株」の12カ村から成りつつ一順していたようである。年番に当たっているのに下掃除が出来ないのだから補償が必要になるし、並株も株所持による利得が必要になる。その補償と利得がどのようになされたかを知るためにも、この年に決まった請け負いの内容を、2人の請負人によって「下掃除株持 御連中」宛に差し出された「請負議定書之事⁶¹⁾」にもとづき箇条書きする。

(1)「下掃除代金」の請負額は藩主が江戸に在府の年か、江戸を留守にする年かによって異なる。

(2)在府の年の下掃除代金請負額は127両だが、これに「落札過金分 大場隼之助様より頂戴仕候分」10両を加えて、計137両である。この10両の方の解釈が容易でない。

(3)この137両(100%)は次のように分配される。年番の村には1カ年に8両1朱で、4カ村だから計32両1分(A)、並株の村には1カ年に4両3分2朱と銀1匁2分5厘で、12カ村だから計58両3分(B₁)、合計91両(66.4%)。大場ではない方の代官の荒居に1両2分(C)。「御添屋敷溜肥し減分」1両2分(D)。門番に2両2朱(E)。馬7疋収容の厩舎に2分(F)。「見廻出府」1人入用分として8両1分2朱(G)。「掃溜取除金」(「芥屋払方之分」として32両(H))、計40両1分2朱(29.5%)。GとHを仮に下掃除と直接は関係しないと見なし137両から差し引くと96両2分2朱になり、AとB₁の合計91両はその94.2%にあたる。

なお、Dは上屋敷から下掃除したものを同じ外桜田にある添屋敷(3,700坪⁶²⁾)のなかの菜園用の下肥として移すがために減少する分で、その貨幣評価額ではないか、と解釈しておく。

(4)留守の年の下掃除代金請負額は20両を減額して107両だが、代官の大場より同様の10両を加えて、計117両である。

(5)この117両(100%)の分配は上記のB₁以外は同額である。並株の村には1カ年に3両3朱と銀2匁5分、並株12カ村で38両3分(B₂)で、AとB₂の合計71両(60.7%)。GとHの合計(34.5%)。GとHを117両から差し引くと76両2分2朱になり、AとB₂の合計はその92.7%にあたる。

(6)なお、いずれの年であっても上記の下掃除代金請負額のほかに、御運上刈豆(馬の飼料であろう)と「千田ヶ谷御用肥し」(下屋敷の下掃除であろう)と節句進物を請負人が相勤める。

下掃除代金の最大の分配先は下掃除株を所持する名主とその名主がいる村々である。分配すべき下掃除代金が不足するようなので、古くからの代官である大場がその不足を補うよう出金していたようである。新しい代官の荒居がその株所持に対応して分配先の一つになっているのと対照的である。だが、利益が出なければ請け負わないはずだから、年平均117両×10カ年=1,170両の自己負担額になっても、請負人2名は利益を見込んでいたことになる。その背景に当時の下肥の値段の上昇傾向があり、また下掃除代金の請け負い入札がその傾向を助長もしていただろう。年番の村は12月と7月に4両121文づつで合わせて1年に8両1朱を請負人から納めてもらえるが、年番にあたっている村の権利として下掃除に行つてそれ以上の利益が見込めるなら、こうした入札請け負いに不満をもつのは必至である。下掃除株への侵害感が生

61)「天保九年十二月 御屋敷下掃除請負割合出金帳」(橋本家文書)、同上書、446-447頁、所収。これを解釈したものに、前掲熊井論文、178頁がある。

62)前掲『東京市史稿』市街篇、第49、931頁。

じることにならざるをえないのであり、そうした事態が次の史料からうかがえよう。

天保15(1844)年6月に彦根藩世田谷領の大蔵村の名主・年寄・百姓代の村役人3名が関東取締出役に差し出した「取極申議定之事⁶³⁾」は、「御府内下掃除之儀、近来追々高直ニ相成、都而肥し物直段江相嵩、田畑養肥し不行届致難儀候間」と書き始め、丑年(1841)年の江戸市中の下掃除代金を30,490両余と書き出しつつ、その値上がりによる下肥利用者の困惑状態を代弁していくなかで、「御屋敷方下掃除之義御由緒有之、旧来いたし来り候分格別、巷ケ年又者年季入札たり共、私欲ニ泥ミ手寄を拵増金等申込糴取候義、堅ク仕間敷候事」と、入札による下掃除代金せり上げ禁止を求め、「下掃除いたし方之義此度仕法相立候迎、銘々株ト心得、不埒之義仕間敷、精々入念慮略等閑之義無之様、当人者勿論召仕雇之者ニ至迄も聞置可心掛事」と、株にもとづく下掃除を自費しているかのごとくである。因みに、この文書に署名している大蔵村の名主は と同名である。

この1844年から23年後の慶応3年12月7日の代官大場の日記に、「下除掃[掃除]入札致し是より自分江元々致呉候様一同より申出る、……承知ス」とある⁶⁴⁾。「一同」や「元々」の解釈が容易でないが、下掃除の入札をした者たち一同が代官に入札の元締めを依頼し、それに大場が応じたと解釈するなら、彦根藩邸の下掃除には入札があり、代官支配下の、おそらく名主たちが入札し、その入札の元締めが大場になったことになろう。慶応3年12月18日の代官大場の日記に、「帰り掛赤坂二而下掃除代割合致ス、自分も請取候事」とある⁶⁵⁾。赤坂の彦根藩中屋敷で下掃除代金の分配がなされ、代官大場もその分配金を受け取っていたことになる。彦

根藩邸で下掃除代金の分配がなされたというのであれば、気にかかる。従来の下掃除株のままであれば、藩邸での分配にはならないはずだからである。すでに下掃除株の16カ村での平等的所持はなくなっていた可能性も考慮に入れなければならないかもしれない。しかし、いずれにしても、下掃除に関する代官大場の権限には不動的なものがあつたようである。

慶応4年には政治・軍事上の激動が下掃除にも影響を及ぼした。同年閏4月1日の代官日記によれば、官軍が入ってきたので、村々役人がまかり出たところ、下掃除をさせないと申し渡された旨が代官に届け出されている。3日には下掃除に詳しい者を1人さし出してくれるようにと代官に要請があり、4日に岩戸村の金蔵がまかり出るが、自分1人では心配であると代官に申し出てきたので、弦巻村の徳次郎ら数人が出府した。その結果、上屋敷のなかの御殿については残らず下掃除してよいが、長屋の方は4/10だけ下掃除してよいことになり、しかも長屋の方には運上を差し出すことになったと、徳次郎が帰村して代官に申し出た。このような事情が代官に報告されているのである⁶⁶⁾。

また、慶応4年8月26日の代官日記に、村役人たちが集会をひらき、このたび「土州中納言様桜田江御入二付」(土佐藩兵が彦根藩上屋敷に入ってきたということか)、下掃除はこれまでと同様に彦根藩世田谷領の村々が相勤めたい旨を代官に申し出てきたとある⁶⁷⁾。

代官大場が上屋敷に対する世田谷領村々の下掃除に関する統轄権を掌握していたようである。

とすれば、上述した明治4年上半年期の「納メ金定例」32両2分とは下掃除代金の請負額であり、19両1分2朱の「納メ」先は代官も含まれる株所持者ではあるまいかとの推論がなり

63) 「天保十五年六月 下掃除議定連印帳」(井山家文書)、前掲『世田谷区史料』第3集、378-380頁、所収。

64) 前掲『世田谷区史料』第5集、492頁。

65) 同上書、495頁。

66) 同上書、518頁。これを解釈したものに前掲『世田谷 近・現代史』229頁がある。

67) 前掲『世田谷区史料』第5集、537頁。これを解釈したものに前掲『世田谷 近・現代史』239頁がある。

たちうるかもしれない。これは下掃除株がまだ存在していたことを前提とする。

しかし、考証ぬきの推測は、なるべく差し控えるべきである。後哲を待つ。

おわりに

William Shakespeare, *Macbeth*(1606)の第1幕第1場の ALL[three witches]の台詞, Fair is foul, and foul is fair, は含蓄に富む言い回しゆえ, その解釈は今なお一筋縄ではいかないようである⁶⁸⁾。前半の Fair is foul は without なら fair だが, within なら foul ということであるなら, 普通にあることだから難しくはない(卑俗な例になるが, 外貌の見栄えは窈窕なるも内面の形相は夜叉のごとし, などは人によって経験することがあるのではないか)。問題は後半で, なぜ foul が fair であるのかが分かりにくい。paradox になっていそうである。わが国の英文学者も様々に翻訳してきたが, 言い得て妙の訳に「きれいは穢ない, 穢ないはきれい。」(福田恆存訳)がある⁶⁹⁾。真理を含んだ言説である。世界文学から経験科学の世界に目を転ずれば, それが当てはまる経験的事実の一つは人間の糞尿であり, その肥料化過程の一行程たる下掃除であったのではなからうか。下掃除という経済行動の客観的なライトモチーフは「穢ないはきれい」であろう。穢ない事は無視すべく取り上げる必要なしという高言は, 平時であるからこそ重要ながゆえにあらかじめ知っておく必要がある「徐々緩々窈多刻苦の幾十代

の集積⁷⁰⁾」たる歴史的な平常時の農民生活を等閑視するものであろう。本稿において, しばしば農民から見れば相手方の立場にある人々の「言説の偶然的な叙事から, 我々は注意して, 祖先の語り伝えんとしてあたわなかったものを, 窺い知る⁷¹⁾」ことが出来たであろうか。

最後に意味深い台詞を書き留め擱筆しよう。

You are, and do not know t:

The spring, the head, the fountain of your blood
Is stopped, the very source of it is stopped⁷²⁾.

[後記]

本稿が依拠した荒井家文書の閲覧については世田谷区立郷土資料館の館員の方々に毎回お世話になった。時には女性の館員の方からコーヒーとお菓子を頂戴したこともあったくらいである。感謝にたえない。とりわけ学芸員の武田庸二郎氏には大変お世話になり, ここに記して, 研究者としてのご厚意に深甚の感謝の意を表するものである。恵津森氏, 高杉氏にもご高配をいただくことがあったであろう。館員の皆様にも厚く御礼申し上げます。帰りの飛行機に間に合うよう上町駅までとんで行ったこともあった。

民事判決原本データベースの利用については国際日本文化研究センターから承認をいただいたことをここに明記しておく次第である。

私事にわたるが, 筆者は大学に入学したころ同志社大学英文学科に在学中の四兄(田中庸道。「シェイクスピアの悲劇」の卒論で大学院に進学するも中退。後年鞍馬弘教に寄り添って書家となり心外と号しショ・インターナショナルを起こしたのち渡仏, リヨンに在住)から, 行き帰りに立ち寄った京都で会って影響をうけた。懐かしい憶い出である。その兄も2007年10月6日急病で世を去った(享年65)。43年前の感化の片鱗があるはずの本稿を亡兄のみたまに呈する気持ちをここに書き留めておきたい。

最後になったが, 佐々木淳子教務係長と朝倉美恵子助手と塚田久美子学術専門職に謝意を表する次第である。

68) Nicholas Brooke ed., *Macbeth* (Reissued, Oxford University Press, Oxford World's Classics, the Oxford Shakespeare, 1998), p.95.

69) シェイクスピア解釈学では第1幕第3場の *Macbeth* の類似的な台詞, So foul and fair a day I have not seen(*Ibid.*, p.102)との関連性が求められるはずである。これを福田恆存は「こないやな, めでたい日もない。」と訳している。整合性の点で疑義なしといえないだろうが, 日本の下掃除の当日は, この和訳そのものではなかっただろうか。

70) 71) 柳田前掲論文, 587-588頁。

72) Brooke, *op. cit.*, p. 136